

【表紙】

【提出書類】 有価証券報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条第1項

【提出先】 福岡財務支局長

【提出日】 2023年12月25日

【事業年度】 第23期(自 2022年10月1日 至 2023年9月30日)

【会社名】 ニッポンインシュア株式会社

【英訳名】 Nippon Insure Co., Ltd.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 坂本 真也

【本店の所在の場所】 福岡県福岡市中央区天神二丁目14番2号福岡証券ビル6階

【電話番号】 092-726-1080(代表)

【事務連絡者氏名】 専務取締役兼管理事業部長 竹村 洋一

【最寄りの連絡場所】 福岡県福岡市中央区天神二丁目14番2号福岡証券ビル6階

【電話番号】 092-726-1080(代表)

【事務連絡者氏名】 専務取締役兼管理事業部長 竹村 洋一

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所  
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

## 第一部 【企業情報】

## 第1 【企業の概況】

## 1 【主要な経営指標等の推移】

回次	第19期	第20期	第21期	第22期	第23期
決算年月	2019年9月	2020年9月	2021年9月	2022年9月	2023年9月
売上高 (千円)	1,508,366	1,735,547	2,169,040	2,604,788	2,876,511
経常利益 (千円)	203,854	148,525	193,268	406,385	292,172
当期純利益 (千円)	148,061	100,568	105,186	255,390	196,885
持分法を適用した場合の投資利益 (千円)	-	-	-	-	-
資本金 (千円)	50,000	50,000	50,000	50,000	50,000
発行済株式総数 (株)	200	200	200,000	200,000	2,000,000
純資産額 (千円)	446,153	546,721	651,908	905,613	1,102,499
総資産額 (千円)	1,310,020	1,807,579	2,256,829	2,911,208	3,407,640
1株当たり純資産額 (円)	2,230,767.30	2,733,608.94	325.95	452.80	551.24
1株当たり配当額 (1株当たり中間配当額) (円)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)
1株当たり当期純利益金額 (円)	740,309.37	502,841.64	52.59	127.69	98.44
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益金額 (円)	-	-	-	-	-
自己資本比率 (%)	34.1	30.2	28.9	31.1	32.4
自己資本利益率 (%)	41.5	20.3	17.6	32.8	19.6
株価収益率 (倍)	-	-	-	-	-
配当性向 (%)	-	-	-	-	-
営業活動による キャッシュ・フロー (千円)	-	-	190,254	278,107	64,107
投資活動による キャッシュ・フロー (千円)	-	-	57,119	27,172	53,481
財務活動による キャッシュ・フロー (千円)	-	-	98,774	39,411	98,499
現金及び現金同等物 の期末残高 (千円)	-	-	1,330,228	1,620,574	1,729,700
従業員数 〔ほか、平均臨時 雇用者数〕 (名)	78 〔15〕	89 〔12〕	95 〔13〕	101 〔9〕	108 〔12〕
株主総利回り (%)	-	-	-	-	-
(比較指標：-) (%)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)
最高株価 (円)	-	-	-	-	-
最低株価 (円)	-	-	-	-	-

- (注) 1. 当社は、連結財務諸表を作成しておりませんので、連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移については記載しておりません。
2. 持分法を適用した場合の投資利益については、関連会社がないため記載しておりません。
3. 当社は、2023年4月15日開催の取締役会決議に基づき、2023年5月1日付で普通株式1株につき10株の割合で株式分割を行っております。その結果、第23期において、普通株式が1,800,000株増加し、発行済株式総数は2,000,000株となっております。
4. 2021年3月26日付で普通株式1株につき1,000株の割合で株式分割を行っております。また、2023年5月1日付で普通株式1株につき10株の割合で株式分割を行っております。第21期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益金額を算出しております。
5. 第19期及び第20期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式がないため記載しておりません。また、第21期から第23期は、潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であり、期中平均株価が把握できないため記載しておりません。
6. 第19期から第23期の1株当たり配当額及び配当性向は、配当を行っていないため記載しておりません。
7. 第21期、第22期及び第23期の財務諸表については、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)に基づき作成しており、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、有限責任監査法人トーマツにより監査を受けております。また、第19期及び第20期の財務諸表については、「会社計算規則」(平成18年法務省令第13号)の規定に基づき算出した各数値を記載しております。また、当該各数値については、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく有限責任監査法人トーマツの監査を受けておりません。
8. 第19期及び第20期についてはキャッシュ・フロー計算書を作成しておりませんので、キャッシュ・フローに係る各項目については記載しておりません。
9. 従業員数は就業人員数であり、従業員数の〔 〕外書きは、臨時従業員(契約社員、嘱託社員及びパートタイマー)の年間の平均雇用人数であり、人材会社からの派遣社員を除いております。
10. 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を第22期の期首から適用しており、第22期以降に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を適用した後の指標等となっております。
11. 第19期から第23期の株価収益率、株主総利回り、比較指標、最高株価及び最低株価については、2023年10月3日に東京証券取引所スタンダード市場に上場したため、記載しておりません。

## 2 【沿革】

当社は、2002年4月に三好修らが、福岡市中央区今川において建築コンサルタント業を目的とする会社として、当社の前身である「株式会社エム・サポート」を創業したことに始まります。その後、三好修が代表取締役を務める株式会社三好不動産の家賃管理業務を強化するにあたり、2006年6月に家賃管理専門の人員を配置いたしました。2008年10月に家賃債務保証業を開始し、2012年より株式会社三好不動産以外との取引を拡大、2014年4月に「ニッポンインシュア株式会社」へ商号を変更し、現在に至っております。

当社設立以後の経緯は、次のとおりであります。

年月	概要
2002年4月	福岡市中央区今川に株式会社エム・サポートを設立
2008年6月	本社を福岡市中央区今川から福岡市中央区唐人町に移転
2008年10月	家賃債務保証事業を開始
2009年10月	株式会社ベンよりコインランドリー事業を譲受 WASHハウス株式会社のフランチャイズ店舗「WASHハウス」としてコインランドリーサービスを開始
2011年6月	株式会社カーブスジャパンのフランチャイズ店舗「カーブス」としてフィットネスサービスを開始
2011年8月	利益剰余金からの資本組み入れ
2013年12月	株式会社ユーミーインシュアより家賃債務保証事業を譲受
2013年12月	神奈川支店を神奈川県藤沢市に開設
2013年12月	本社を福岡市中央区唐人町から福岡市中央区天神に移転
2014年4月	当社商号を株式会社エム・サポートからニッポンインシュア株式会社へ変更
2014年6月	子会社として株式会社アールイーソリューションを設立
2014年10月	親会社としてプロパティマネジメントサポート株式会社を設立
2015年9月	不動産管理会社が自社保証会社を設立する場合に、立上げから運営までのサポート事業を行う 株式会社プラスジャパンの全株式を取得し子会社化
2015年12月	スマートレンダー株式会社より家賃債務保証事業を譲受
2016年4月	東京支店を東京都千代田区に開設
2016年5月	新潟支店を新潟県新潟市中央区に開設
2018年3月	家賃債務保証業者登録 国土交通大臣(2)第43号(2023年7月末時点) (家賃債務保証の業務の適正化を図るために、国土交通省の告示による家賃債務保証業者の登録制度が創設(告示公布2017年10月2日、告示施行2017年10月25日))
2019年1月	大阪支店を大阪府大阪市北区に開設
2019年5月	株式会社プラスジャパンを吸収合併
2019年9月	株式会社アールイーソリューションを吸収合併
2019年9月	プロパティマネジメントサポート株式会社を吸収合併
2019年10月	介護費債務保証サービス・入院費債務保証サービスの販売を開始
2020年2月	仙台支店を宮城県仙台市青葉区に開設
2020年3月	株式会社日本あんしん保証より家賃債務保証事業を譲受
2023年10月	東京証券取引所スタンダード市場に株式を上場

### 3 【事業の内容】

当社の主な事業は、保証事業とその他であります。保証事業は、賃貸住宅などにおける家賃債務の保証を行う家賃債務保証サービスを中核とし、今後の高齢化などの社会問題解決のための介護費債務保証サービス、入院費債務保証サービスを展開しております。また、その他として、フランチャイズに加盟しコインランドリー及びフィットネススクラブの運営をしております。

#### （保証事業）

##### 家賃債務保証サービス

現在、日本社会において、少子高齢化、低賃金で非正規労働に従事せざるを得ない人の増加、終身雇用制度の崩壊、生涯未婚率の上昇などが進んでおります。そのような社会情勢下では、親族や友人に連帯保証人を頼めない方・頼みたくない方が増加すると想定され、民間賃貸住宅市場が機能し続けるためには、家賃債務保証サービスの働きが重要であると当社は考えております。

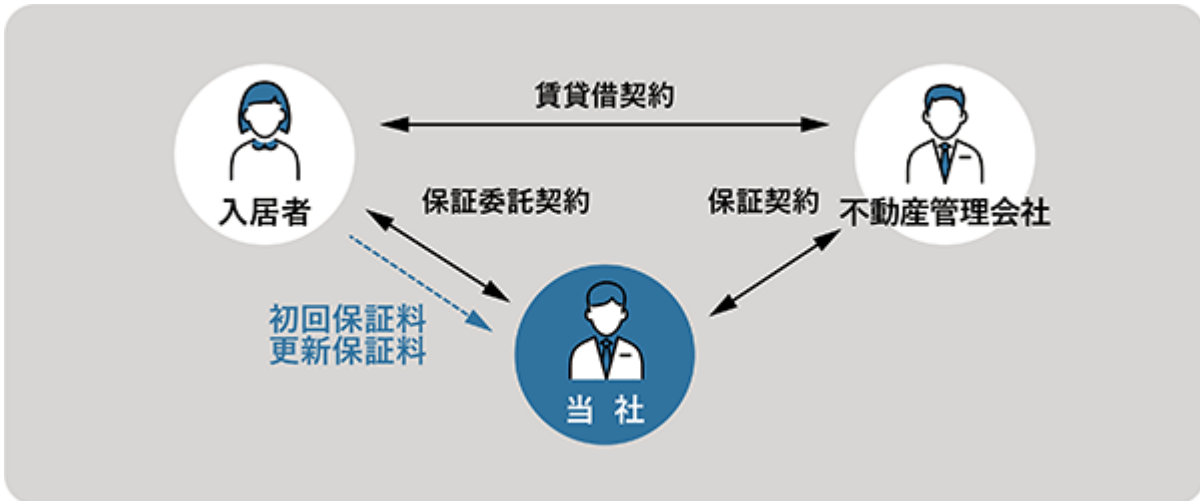
当社は、賃貸住宅の賃貸借契約において、入居者の連帯保証人の役割を果たす家賃債務保証サービスを提供しております。家賃債務保証サービスにおいて、当社は、不動産管理会社を通じて入居希望者から申し込みを受け付けたのちに、入居希望者の属性情報などを基に審査を実施し、保証委託契約の可否の判断を行います。その結果、契約可能と判断した場合、住居用の基本プランの例では、入居者から月額賃料総額の0.5ヶ月分（最低保証料2万円）の初回保証料を受領し、入居者の賃料債務の保証を引き受け、1年ごとの更新では更新保証料1万円を入居者から受領することで、継続して保証を引き受けております。また、保証料の支払方法については、毎年支払型及び毎月支払型を設けております。

当サービスのプランは、住居用、事業用、駐車場・コンテナ用の3種類の保証をベースとしております。住居用プランは、基本プランである「スマートサポート（一般用・学生用）」、入居者の孤独死発生時に最大60万円までの原状回復費用の保証が付帯した「トータルプラン」、さらにトータルプランの保証内容に加え、残置物の撤去費用を保証する「スマートサポートライフ」、基本プランに家財保険及び24時間駆け付けサービスが付帯した「スマートサポートワイド」、他保証会社から当社の家賃債務保証契約へ切替える「リリーフプラン」などがあります。事業用は、基本プランである「スマートサポート事業用」及び、基本プランより保証限度額が低く初回保証料も安価な「スマートサポート事業用ライト」があります。そして駐車場・コンテナ用の保証もあり、借主の状況に応じて選択できる多彩なプランを揃えております。加えて、各管理会社のニーズ（保証範囲などの変更）に応じたプラン設計をすることも行っております。

そして、入居者が家賃を滞納した際は、当社が不動産管理会社に対し、定められた期日までに代位弁済を行います。家賃債務保証サービスを利用することで、不動産管理会社は、入居時の審査における入居希望者の与信強化により円滑に賃貸借契約を結ぶことができ、さらには、入居者による家賃滞納があったとしても、当社がそれを代位弁済することで、収入が途絶えることなく、安定的に家賃収入を得ることが出来ます。また、それと同時に、入居者は、家賃債務保証サービスを利用することで、家賃滞納リスクを当社が保証することになり、賃貸借契約の際に、連帯保証人を立てる必要がなくなります。これにより、賃貸借契約の成約率の向上につながり、不動産管理会社の管理物件の入居率も向上します。

なお、当社は家賃債務保証サービスを通じて、孤独死対応や入居者の家財保険未加入などの不動産管理会社が抱える問題を解決することができると考えております。さらに、入居者が万が一、「病気や怪我で働けない」または、「失業などで収入が一時的になくなり、家賃が払えなくなった」などの場合は、入居者に入居者の財務状況を聞き取りし、分割支払や支払期限の延長などの入居者の状況に応じた支払コンサルティングも行っております。当社が家賃を立て替えることで、入居者は居住を失うこともなく、不動産管理会社との信頼関係を守ることが出来ます。

[ 家賃債務保証サービスフロー ]



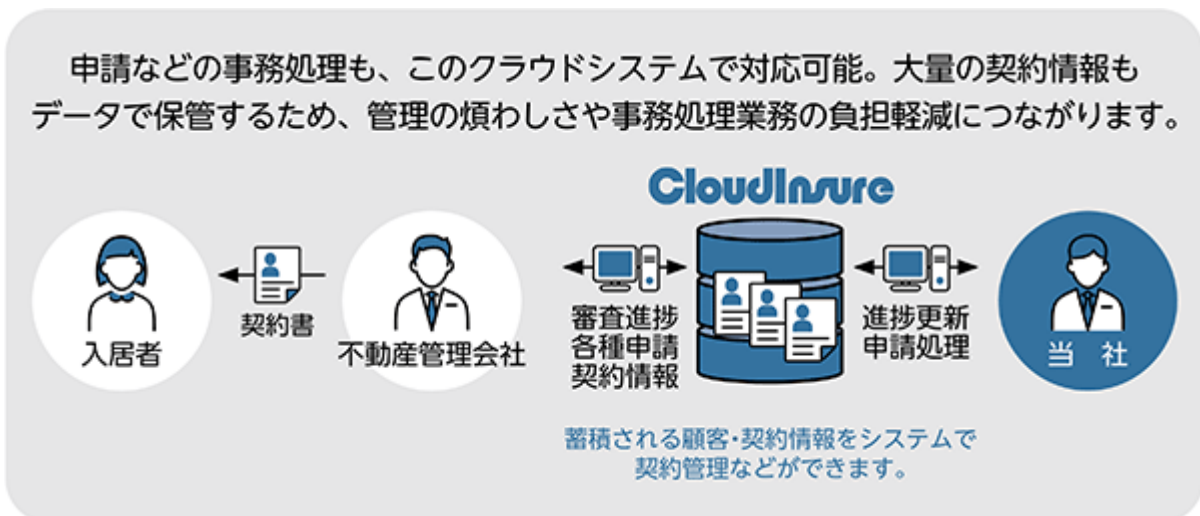
(注) 賃貸借契約の当事者は賃借人と賃貸人であり、不動産管理会社は、賃貸借契約及び保証契約において賃貸人の代理人となります。

また、当社には独自開発した契約管理クラウドシステム「Cloud Insure (クラウドインシュア)」があります。「Cloud Insure」は、入居者の契約情報が記載された家賃債務保証サービス契約書のダウンロードができるほか、申込に必要な書類を郵送することなくアップロードが可能になるなど、契約管理が容易になるシステムです。そのため、業務負担の軽減につながります。当クラウドシステムを使用することで、契約書には物件情報・契約内容・保証料が印字済みで不動産管理会社の手書き作業による負担が軽減されるほか、入居者の情報が閲覧できる顧客情報一覧や代位弁済請求、支払明細書発行も行うことができます。不動産管理会社は、このシステムを利用することで、業務効率の改善を図ることができます。

[ Cloud Insureの特長 ]



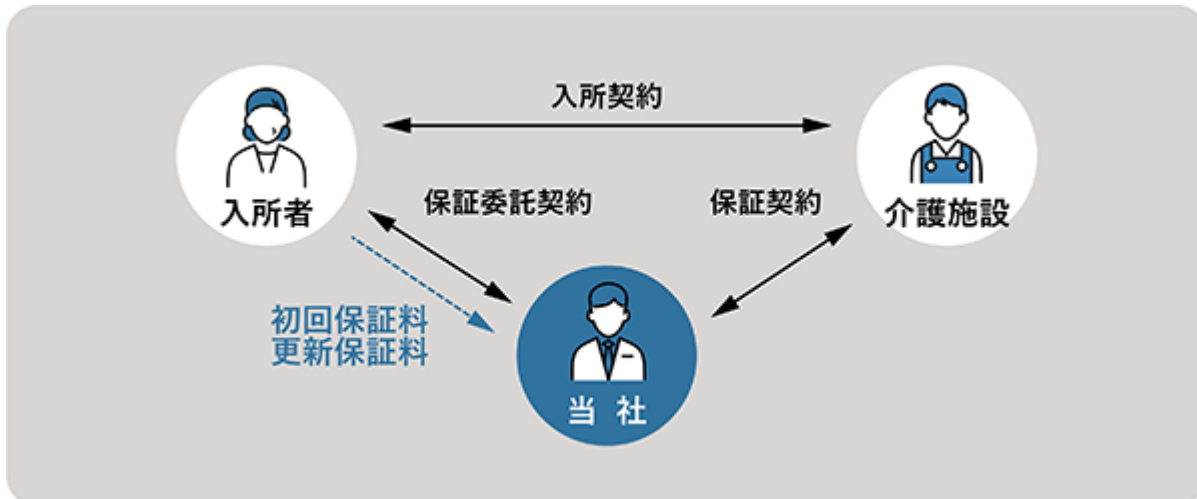
[ Cloud Insureの業務フロー ]



### 介護費債務保証サービス

介護費債務保証サービスは、介護施設のサービス利用者と当社において保証委託契約を締結し、当社が施設利用者の連帯保証人となることで、当社が介護施設利用費などの滞納リスクを引き受ける保証商品であります。入所希望者の属性情報などを基に審査を実施し、保証委託契約の可否の判断を行います。その結果、契約可能と判断した場合、基本プランの例では、入所者から月額利用料総額の0.5ヶ月分（最低保証料なし）の初回保証料を受領し、入所者の利用料債務の保証を引き受け、1年ごとの更新では更新保証料1万円を入所者から受領することで、継続して保証を引き受けております。介護費債務保証サービスの「ケアサポート（一般プラン）」では、入所者に介護施設利用費などの滞納があっても、当社が月々の利用料、共益費、食費などの固定費と光熱費、医療費、介護費などの変動費用、退去時の原状回復費用などを保証します。また、入院費、日用品費の保証や孤独死した場合の対応が付帯したプランなど複数設けております。入所者に介護債務保証を利用していただくことで、介護施設運営会社は安心して施設経営に専念することができます。

#### [ 介護費債務保証サービスフロー ]

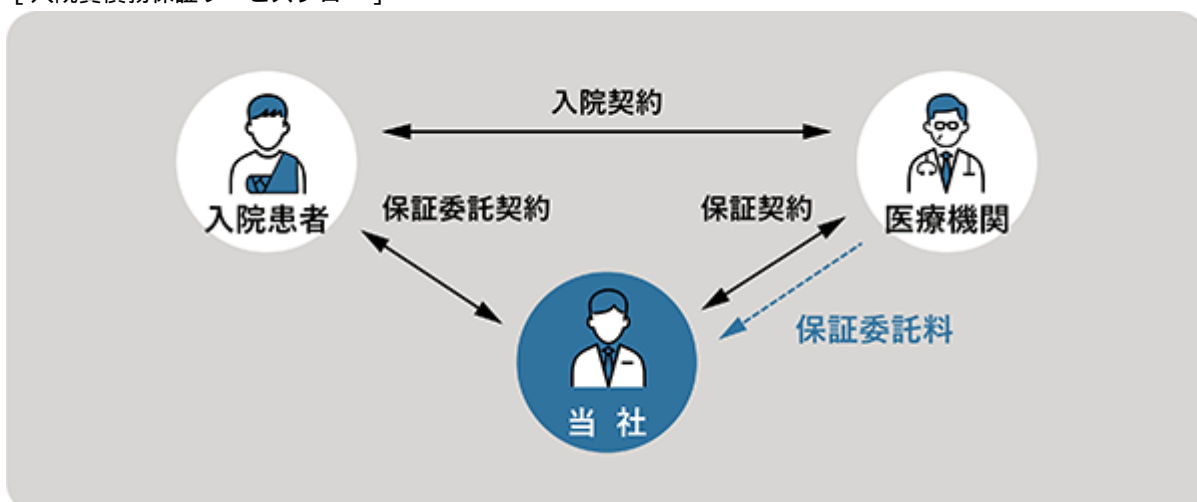


### 入院費債務保証サービス

入院費債務保証サービスは、入院患者との間で保証委託契約を締結し、当社が連帯保証人となることで、入院費の未納リスクを引き受ける保証商品であります。入院患者は連帯保証人を探す必要がなくなり、安心して治療を受けることが可能となります。医療機関は未収金が発生した場合でも、当社が入院患者に代わって入院費を立て替えますので、未収金が低減し回収業務も不要となります。それにより、医療機関は本業に専念できる環境が整い、業務の効率も向上すると当社は考えております。

入院費債務保証の保証委託料は、医療機関より受領しております。保証委託料は各医療機関の過去の未収実績より算定し商品設計を行っております。入院費債務保証は原則、当社が大手損保会社の保証機関型信用保険に加入いたしますので、当社の未収金リスクも一定の水準を保つことが可能となります。

#### [ 入院費債務保証サービスフロー ]



(その他)

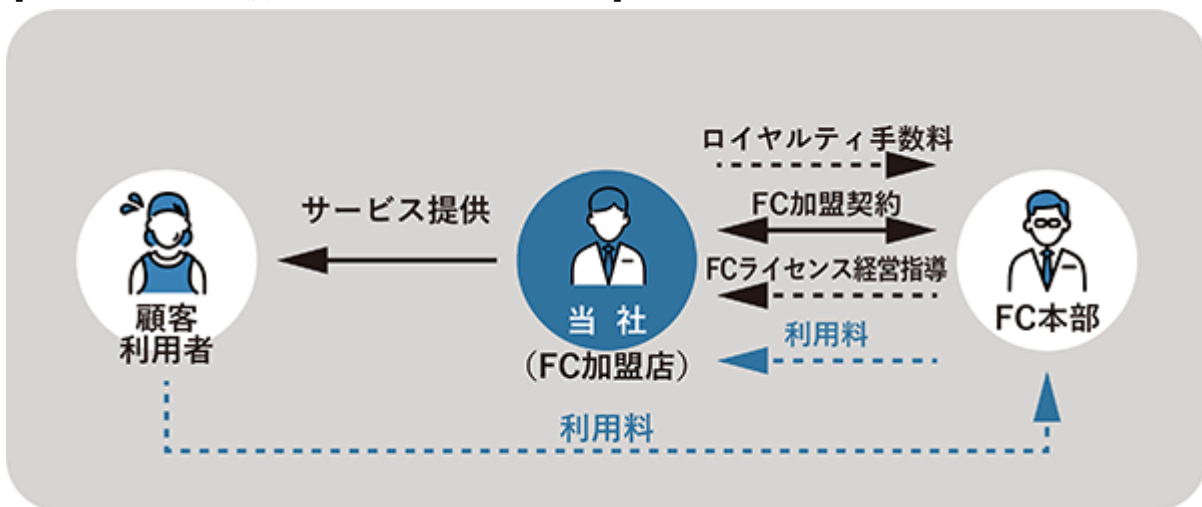
#### ランドリーサービス

WASHハウス株式会社のコインランドリー「WASHハウス」フランチャイズに加盟し、福岡県内で4店舗(本書提出日現在)の運営を行っております。コインランドリー「WASHハウス」では、24時間、管理カメラで店舗をモニターで管理しており、WASHハウス株式会社の本社から遠隔操作でランドリー機器をコントロールすることができるIoT型ランドリー機器を使用しておりますので、無人店舗運営が可能となっております。

#### フィットネスサービス

株式会社カーブスジャパンのフィットネスクラブ「女性だけの30分健康体操教室カーブス」フランチャイズに加盟し、福岡県内で6店舗(本書提出日現在)の運営を行っております。「女性だけの30分健康体操教室カーブス」は、女性専用のフィットネスクラブであり、空いた時間を見つけて気軽に短時間運動を行うことが出来ることが特徴であります。

[ランドリーサービス及びフィットネスサービスフロー]





#### 4 【関係会社の状況】

該当事項はありません。

#### 5 【従業員の状況】

##### (1) 提出会社の状況

2023年9月30日現在

従業員数(名)	平均年齢(歳)	平均勤続年数(年)	平均年間給与(千円)
108 [ 12 ]	37.5	4.5	4,607

セグメントの名称	従業員数(名)
保証事業	84 [ 4 ]
その他	15 [ 5 ]
全社(共通)	9 [ 3 ]
合計	108 [ 12 ]

- (注) 1. 従業員数は就業人員数であり、従業員数欄の[外書]は臨時従業員の最近1年間の平均雇用人員であります。
2. 臨時従業員には契約社員・嘱託社員・パートタイマーの従業員を記載し、人材会社からの派遣社員を除いております。
3. 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。

##### (2) 労働組合の状況

労働組合は結成されておりませんが、労使関係は円満に推移しております。

##### (3) 管理職に占める女性労働者の割合、男性労働者の育児休業取得率及び労働者の男女の賃金の差異

当事業年度					補足説明
管理職に占める女性労働者の割合(%) (注)1	男性労働者の育児休業取得率(%) (注)2	労働者の男女の賃金の差異(%) (注)3			
		全労働者	正規雇用労働者	パート・有期労働者	
33.3	-	-	-	-	-

- (注) 1. 「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」(2015年法律第64号)の規定に基づき算出したものであります。
2. 「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」(2015年法律第64号)及び「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」(1991年法律第76号)の規定による公表義務の対象ではないため、記載を省略しております。
3. 「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」(2015年法律第64号)の規定による公表義務の対象ではないため、記載を省略しております。

## 第2 【事業の状況】

### 1 【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】

文中の将来に関する事項は、本書提出日現在において当社が判断したものであります。

#### (1) 経営方針及び経営戦略

当社は、「全従業員の物心両面の幸せを追求すると同時に人と地域社会の進歩発展に貢献する」という経営理念を掲げ、連帯保証人制度に代わる機関保証の普及を実現するということをミッションとし、多くの方へ快適な住環境を提供できるように、より身近で安心してご利用いただける保証事業を推進いたします。

中長期的な経営戦略といたしましては、当社の基幹ビジネスである家賃債務保証サービスの新たな商品の開発や管理会社のニーズに合わせた商品設計を行いながら、既存商圏のシェア拡大と新規商圏への展開を積極的に行っていくとともに、家賃債務保証サービスで培ったノウハウを活かし、介護・医療分野での保証商品拡大を図ってまいります。

機関保証とは、他人の債務の保証を主たる業務とする法人によりなされた保証。保証料を支払うことによって法人が連帯保証人の役割を果たす制度。

#### (2) 経営環境

##### (保証事業)

わが国では、住宅の賃貸借契約の場面で、連帯保証人を立てる慣行が定着しております。賃貸人が連帯保証人を求める理由は、家賃の未収リスクや損害リスクなどの経済的損失を回避、軽減するためです。賃貸借契約の際に、家賃債務保証を利用することは、以前では、「連帯保証人」を立てることができない場合に限られておりましたが、現在では、一般的になってきております。実際、公益財団法人日本賃貸住宅管理協会の賃貸住宅市場景況感調査<sup>1)</sup>によれば、2020年10月～2021年3月の調査対象期間で、回答社数(1,460社中217社(首都圏76社、関西圏33社、首都圏・関西圏を除くエリア108社))の97.20%が家賃保証会社を利用し、機関保証への加入必須割合は85.43%となっております。普及の背景には、入居希望者は、家賃債務保証を利用した場合、「連帯保証人」を確保しなくても住宅を借りることができるとともに、賃貸人は、滞納が発生しても、保証事業者から滞納家賃を回収できるうえ、回収に要するコストや手間が軽減できる、といったところにあると当社は考えております。

また、現在、日本の総人口は減少傾向であり、国立社会保障・人口問題研究所「日本の世帯数の将来推計(全国推計)」<sup>2)</sup>によると、総世帯数も2023年をピークにその後は減少に転じると予想されております。一方で、上記の推計によると、2015年～2040年の間に、「単独世帯」は34.5%から39.3%、「夫婦のみ世帯」は20.2%から21.1%、「ひとり親と子から成る世帯」は8.9%から9.7%、と割合が上昇する見込みとなっております。当社は、このような家族類型別割合の変化に伴い、賃貸住宅を借りる人の割合が増加傾向にあり、その増加に伴い家賃債務保証の利用件数も増加傾向になると考えております。

なお、新型コロナウイルス感染拡大(以下、コロナ禍)の影響による、賃料滞納の増加リスクへの意識が高まっており、居住用のみならず事業用や駐車場契約でも家賃債務保証の利用を必須とする賃貸人が増加していると考えております。

1 出典：公益財団法人日本賃貸住宅管理協会 日管協総合研究所 第25回 賃貸住宅市場景況感調査 『日管協短観』2020年10月～2021年3月 2021年6月  
2 出典：国立社会保障・人口問題研究所「日本の世帯数の将来推計(全国推計)」2018(平成30)年推計 - 2015(平成27)年 - 2040(平成52)年 -

##### (その他)

ランドリーサービスにつきましては、健康志向の高まりから、衣類はもとより、毛布や布団など自宅では洗えない大物洗い需要が増加しております。また、ライフスタイルの変化に伴う単身世帯の増加や、女性の社会進出が進む中、家事労働時間の節約志向はさらに高まることが予想されており、健康・衛生に寄りし時間を有効活用できるコインランドリーは、利用者層の拡大需要の伸長が期待されていると考えております。

フィットネスサービスにつきましては、2025年には65歳以上の人口比重は3割を超え、かつ人口ボリュームゾーンである団塊世代が75歳以上の後期高齢者となる(「令和4年版高齢社会白書」より)など、高齢化が急激に進行している中、さらにコロナショックにより、健康第二次被害(外出自粛による運動不足、交流不足などによって、持病や関節痛の悪化、認知機能の低下、フレイル悪化などの二次的な健康被害がおきること)の進行が社会課題として顕在化してきており、「女性だけの30分健康体操教室カーブス」の属する予防・健康産業の社会的重要性はさらに高まってきていると考えております。

出典：内閣府 令和4年版高齢社会白書 高齢化の状況及び高齢社会対策の実施の状況に関する年次報告 令和4年版

### (3) 優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題

近年、高齢単身世帯の増加や人間関係の希薄化等の背景に加えて、コロナ禍の影響で家賃滞納リスクへの意識が高まることで、家賃保証会社の利用が増加していると考えております。また、2020年4月施行の改正民法によって、連帯保証人の保証限度額の設定が義務化されたことも追い風となり、家賃保証会社に対する社会的ニーズが高まっているとも考えております。

このような社会情勢の下、連帯保証人制度に代わる機関保証の普及を実現するというミッションを推進していくため、当社は、基幹ビジネスである家賃債務保証サービスを積極的に拡大していくとともに、家賃債務保証サービスを含めた介護費債務保証サービス、入院費債務保証サービスの市場開拓を進め事業拡大を目指しております。

そのため、次の項目を重点課題として取り組んでまいります。

#### 保証事業の開拓・展開

保証事業においては、家賃債務保証サービスを主として介護費債務保証サービス、入院費債務保証サービスの拡販に注力しております。家賃債務保証サービスについては、積極的な新規取引先の開拓を継続しながら、既存取引先に対しても、見守りサービスや孤独死対応の付帯など、お客様のニーズの変化に応えるため商品の改訂や新たな商品の開発・販売を促進し、収益につなげていく必要があると考えております。介護費債務保証サービス及び入院費債務保証サービスについては、身元保証会社や保険会社などのパートナー企業との協業を通じて、成長事業としての展開をさらに加速させ、家賃債務保証サービスに並ぶ主力商品となるよう、引き続き拡販を進めてまいります。

#### 収益基盤の強化

当社の事業は、顧客である不動産管理会社等の満足度によって支えられているものと考えております。継続的な取引を維持するために、そして、不動産管理会社等の満足度を向上させるためにも、常に家賃債務保証サービスの内容を提供しております。また、当社の家賃債務保証サービスを導入している企業の中でも、売上の大きな増加や経費の削減が実現した他社取組における成功事例の共有を通じ情報提供を行っております。

#### 優秀な人材の確保及び教育研修の実施

当社の安定した堅実な成長には、継続的に優秀な人材を確保することが重要だと考えております。採用後も教育研修実施の機会・内容を充実させ、当社の経営理念及び経営方針を理解した、当社の成長を支える社員の育成を行ってまいります。また、実務を通じてしっかりと指導をすることはもちろんのこと、社員を業界のセミナーや研修にも積極的に参加させ、最新の業界の動向や最新の事例を学ばせ、社員の業務知識の向上やコンプライアンス強化を図ってまいります。

#### 財務基盤の強化

当社は、現時点において財務上の課題は認識しておりませんが、継続的かつ安定的な事業の拡大を図る上では、手元資金の流動性確保や金融機関との良好な取引関係が重要であると考えております。このため、一定の内部留保の確保や費用対効果の検討による各種コストの見直しを継続的に行うことで、財務基盤の強化を図ってまいります。

(4) 経営上の目標達成状況を判断するための客観的な指標等

当社は家賃債務保証サービスを拡大していくことが当社の企業価値の向上につながると捉えており、目標とする経営指標を初回保証契約件数と初回保証契約単価及び求償債権発生率（賃料月額合計額に対し、賃料の未納が発生し代位弁済した金額の比率）と求償債権回収率（当事業年度請求発生額に対し当事業年度に回収した金額の比率）として経営指標の向上につとめております。

当社のスタンダードプランは、保証委託契約者より受領する初回保証料及び更新保証料（1万円/年）となります。そのため、「初回保証契約件数」×「初回保証料契約単価」を経営指標と定めております。これを経営指標にする理由として、指標達成のための行動を具体的にするためであります。また、「求償債権発生率」と「求償債権回収率」にする理由としては、貸倒債権を抑えることが安定した経営につながるからであります。求償債権は保証契約件数の増加に伴い増加していきます。発生状況及び回収状況を率（割合）で捉え可視化することで、貸倒債権となる滞納案件の長期化を防ぐためであります。

経営上の目標の達成状況を判断するための客観的な指標等の推移については、「4 経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析 (2) 経営者の視点による経営成績等の状況に関する分析・検討内容 経営上の目標の達成状況を判断するための客観的な指標等」をご参照ください。

## 2 【サステナビリティに関する考え方及び取組】

当社のサステナビリティに関する考え方及び取組は、次のとおりであります。

当社は、全従業員の物心両面の幸せを追求すると同時に人と地域社会の進歩発展に貢献するという経営理念を掲げております。経済的な安定と自己実現を通じた心の豊かさを追求することで、企業価値の向上と持続的な社会貢献を目指しております。

また、連帯保証人制度に代わる機関保証の普及を通じて、多くの方々に快適な住環境を提供することで、持続可能な社会の実現に資するものと考えております。社会課題に対峙し、ステークホルダーと共に社会構造を変革することで、より良い社会の実現と自社の持続的な成長、中長期的な企業価値の向上を目指してまいります。

なお、文中の将来に関する事項は、本書提出日現在において当社が判断したものであります。

### (1) ガバナンス

当社は、株主、取引先、従業員等をはじめとした当社を取り巻く様々なステークホルダーと良好な関係を築き、地域社会に貢献する企業となるべく、経営の健全性並びに透明性の確保に努めることを前提として、企業価値を最大化することを基本的な方針としております。また、こうした考えに基づいてコンプライアンス経営を徹底し、最適な経営管理体制を構築することを通じてコーポレート・ガバナンスの継続的な強化に努めてまいります。

### (2) 戦略

当社では、人的資本に関する以下の取り組みを行っております。

#### 社員教育の実施

新入社員・中途社員に限らず、従業員の能力を最大限に発揮するための有効なOJTの開発及び、従業員の意思統一も兼ね、ベクトルを合わせたテーマに基づく社外研修を実施しております。また、次世代のリーダーとなるべき人材の育成のため、知識を深め、スキルを向上させたいと願う従業員に対しては、当社がその費用を負担し、それぞれが望む教育環境を提供しております。これにより、自己啓発やスキルアップを推進し、自らが考え必要とする施策を実行できる人材を育成しております。

#### 多様な人材の活躍機会の創出

多様な働き方を実現する制度として、育児・介護と就業の両立支援としての休暇や短時間勤務制度などがあり、時差出勤、長期休暇を一定期間内で取得できるなど、働き方の選択肢を増やすようにしております。また、多様な人材の採用では、男性、女性、外国籍の方や中途採用者も含めて多様性を確保し、様々な価値観を相互に理解し認め合う職場環境を醸成しております。

### (3) リスク管理

当社は、戦略リスク、財務リスク、コンプライアンスリスク、事故・災害等のリスク、レピュテーションリスク、不正リスク、ITリスク等を主要なリスクと定義しております。当該リスクを認識したうえで、リスク発生を未然に防止するための体制を構築しております。具体的には、代表取締役社長が委員長を務めるリスク・コンプライアンス推進委員会を設置し、少なくとも四半期に1回、定例で会議を開催しております。この会議では、リスクに関するモニタリングを行い、それに基づいたリスク管理表を作成し、リスク評価を行っております。

### (4) 指標及び目標

当社は、上記「(2) 戦略 多様な人材の活躍機会の創出」において記載した取組にあたり、「女性管理職比率」を指標及び目標としております。

当事業年度末における当該指標の目標と実績については下記のとおりとなります。

指標	目標	実績
管理職に占める女性労働者の割合	30.0%以上	33.3%

### 3 【事業等のリスク】

当社の事業の状況及び経理の状況等に関する事項のうち、リスク要因となる可能性があると考えられる主な事項及びその他投資者の判断に重要な影響を及ぼすと考えられる事項を記載しております。当社は、これらのリスク発生の可能性を認識した上で、発生の回避及び発生した場合の対応に努める方針であります。当社株式に関する投資判断は、本項以外の記載内容も併せて、慎重に検討した上で行われる必要があると考えております。

なお、以下の記載のうち将来に関する事項は、特段の記載がない限り、本書提出日現在において当社が判断したものであり、不確実性が内在しているため、実際の結果と異なる可能性があります。

#### (1) 賃貸不動産市況の動向について（発生可能性：中、発生時期：特定時期なし、影響度：中）

当社の提供する主力サービスは家賃債務保証であり、賃貸不動産に係る入居者の連帯保証人を代行するサービスであります。そのため人口の減少に伴う世帯数の減少、賃貸不動産の賃料相場、賃金水準の動向等によって、賃貸不動産市況が低迷した場合には、当社の財政状態、経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

#### (2) 競合について（発生可能性：中、発生時期：特定時期なし、影響度：中）

当社の属する家賃保証業界は、業界に対する法規制も少なく参入障壁も低いことから、大小様々な企業が存在しております。また、不動産管理会社による独自の保証サービスの提供も行われているなど、競争激化による影響を受けやすい構造となっております。当社では、個人信用情報を利用した入居審査に加え、ノウハウの蓄積による優位性の高いサービスの提供、アフターフォロー体制の強化によって不動産会社等との関係構築を図っております。今後他社による新商品や新たなサービスの提供、価格低下等により、当社の優位性が失われた場合には、当社の財政状態、経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

#### (3) 信用リスクについて

代位弁済について（発生可能性：低、発生時期：特定時期なし、影響度：中）

当社の家賃債務保証サービスは、保証委託契約を締結した賃借人の家賃債務を保証するサービスであります。賃借人の家賃支払い等の滞納が発生した際に、賃借人に代わり貸主に対し家賃等の代位弁済を行います。代位弁済した債権は全て回収できるとは限らず回収不能となることがあります。回収不能となる代位弁済を抑制するため、社内データとの調査、官報情報など各照会機関を利用した調査、一般社団法人全国賃貸保証業協会が提供する代位弁済情報（家賃情報）データベースへの照会を行うなどの与信を行うことで、賃借人が対象賃貸物件の家賃債務が履行できる状況であるかを判断したうえで審査判断を行っております。また、代位弁済の管理回収については、滞納の初期段階における滞納者への対応をコールセンター、累積滞納者への対応を各支店がそれぞれ担当し、各段階において賃借人の状況の早期把握と滞納解消に向けた対応を行っております。経済環境や雇用環境が著しく悪化し、賃借人の家賃支払いに影響を及ぼす場合には、代位弁済額が増加し、回収の長期化、回収不能債権の増加に繋がることで、当社の財政状態、経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

貸倒引当金等について（発生可能性：低、発生時期：特定時期なし、影響度：中）

当社は、代位弁済立替家賃等について、当社の会計方針に基づき貸倒引当金等を計上し、今後予想される貸倒れ等に備えておりますが、実際の貸倒れが当該見積りを上回り、貸倒引当金以上の損失が計上される場合や、貸倒引当金等の算定方法等を変更する必要性が生じた場合には、貸倒引当金等の追加計上等によって当社の財政状態、経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

#### (4) 関連当事者取引について（発生可能性：低、発生時期：特定時期なし、影響度：中）

当社は、関連当事者である株式会社三好不動産との間に取引基本契約及び業務提携契約（家賃管理業務の事務手続の委託によるものであり業務委託手数料として受領）を締結しております。株式会社三好不動産は、大株主である三好修が代表取締役を務める会社であり、本書提出日現在においても同社との取引は関連当事者取引に該当します。当該取引において、万が一、取引内容を審議する機会が得られず、取引すべきでない取引を行った場合又は不当な条件の下で取引が行われた場合、当社の財政状態、経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

当社では、関連当事者取引の必要性、一般的な取引条件または当該取引に係る公正な価格を勘案して、当事者間による交渉のうえ決定しており、決裁権限・手続きは取締役会の決議に基づき処理しております。また、当社の独立性確保の観点も踏まえ、取引条件を変更する都度、取締役会の決議としております。承認された取引については、四半期に1回、その妥当性について取締役会の承認を得ております。

なお、当事業年度において保証委託契約者から受領する株式会社三好不動産経由の初回保証料・更新保証料・月額保証料は、保証事業の売上高に対し7.70%となります。また、事務手数料の支払は、株式会社三好不動産の顧客

について保証委託契約を締結したことによる紹介手数料によるものであり、全体の事務手数料に対し6.03%となります。

重要な取引の内容につきましては、「第5 経理の状況 1 財務諸表等(1)財務諸表 注記事項 関連当事者情報」に記載しております。

(5) 風評被害について(発生可能性:中、発生時期:特定時期なし、影響度:中)

当社が行っている保証事業においては、滞納者に対して督促活動を行っていく必要があります。そのため、当社及び当社が属する家賃債務保証業界に対して、インターネット上の掲示板への書き込みや、それを起因とするマスコミ報道等によって、否定的な風評が広まった場合、その内容の真偽に関わらず、当社の評判や事業に対する信頼が低下する可能性があり、顧客や取引先からの信用を失い、当社の財政状態、経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

(6) 繰延税金資産について(発生可能性:低、発生時期:特定時期なし、影響度:中)

当社は、将来の課税所得に関する予測に基づいて繰延税金資産を計上しておりますが、収益の悪化等により繰延税金資産の回収可能性に疑義が生じたり、将来的な会計基準の変更や法人税の税率変更等により、繰延税金資産を減額することとなった場合には、当社の財政状態、経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

(7) 法的規制及び制度等の変更に伴うリスクについて(発生可能性:低、発生時期:特定時期なし、影響度:中)

現時点において家賃債務保証サービスを制限する直接的な法的規制は存在しておりませんが、2017年10月に国土交通省の告示による家賃債務保証業者登録制度が創設されております。当社も登録を行っており、家賃債務保証業者登録規程(平成二十九年国土交通省告示第八百九十八号)及び公益財団法人日本賃貸住宅管理協会の内部組織である家賃債務保証事業者協議会における自主規制ルールを参考に自主ルールを策定し、社会問題化したトラブルの未然防止に努めております。ただし、今後、既存法令の改正や新たな法的規制等によって、家賃債務保証サービスに対する法的規制等が導入された場合には、当社の財政状態、経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

(8) 情報システム管理について(発生可能性:低、発生時期:特定時期なし、影響度:大)

当社は、業務を遂行する際に情報システムを使用しております。情報セキュリティ管理についてはシステム管理責任者が統括し、全社的なセキュリティ推進、セキュリティ情報の周知、情報セキュリティに関する各種事案の検討、セキュリティインシデント発生時の対応等の活動を行っておりますが、これらのシステムについて、自然災害や事故のほか、コンピュータウイルスに起因するシステムの障害及び外部からの不正侵入等により、その機能に重大な障害が発生した場合には、当社の財政状態、経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

(9) 人材の確保・育成について(発生可能性:低、発生時期:特定時期なし、影響度:中)

当社は、今後の事業拡大のために優秀な人材の確保、育成並びに事業成長に必要な人員の確保が重要な課題であると認識しております。今後も積極的に人材を採用していくとともに、研修の実施等により人材の育成に取り組んでいく方針であります。必要な人材を確保できない場合や育成した人材が当社の事業に十分に寄与できない場合には、当社の財政状態、経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

(10) 不動産管理会社等について(発生可能性:低、発生時期:特定時期なし、影響度:中)

当社は、代理店である不動産管理会社等と継続する個々の取引において都度契約書を交わさなくて良いように、あらかじめ共通する内容を定めておく取引基本契約を締結しております。当該不動産管理会社等を通して賃借人となる新規入居者と保証委託契約を交わしており、当該契約に基づき賃借人より受領する保証料が当社の主な収入源となっております。不動産管理会社等の状況は常に情報を把握して当社の予算に反映できる体制を整備しておりますが、当該不動産管理会社等からの新規入居者の紹介が減少した場合には、当社の財政状態、経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

(11) 新規事業について（発生可能性：中、発生時期：特定時期なし、影響度：中）

当社は、今後も持続的な成長を実現するために、家賃債務保証サービスで培ったノウハウを活かし、介護費債務保証サービスや入院費債務保証サービス等の展開を図っております。新規事業を遂行していく過程では、急激な事業環境の変化をはじめとして、様々な予測困難なリスクが発生する可能性があります。その結果、当初の事業計画を達成できない場合には、当社の財政状態、経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

(12) 新株予約権の行使による株式価値の希薄化について（発生可能性：中、発生時期：特定時期なし、影響度：中）

当社は、取締役に対し、業績向上に対する意欲や士気を一層高めることにより、当社の健全な経営と社会的信頼の向上を図ることを目的とした新株予約権（以下、「ストック・オプション」）を付与しております。これらのストック・オプションに加え、今後付与されるストック・オプションの行使が行われた場合には、当社の1株当たりの株式価値が希薄化し、株価形成に影響を与える可能性があります。

なお、本書提出日現在における、これらのストック・オプションによる潜在株式数は119,000株であり、発行済株式総数2,794,300株の4.26%に相当しております。

(13) 資金使途について（発生可能性：低、発生時期：特定時期なし、影響度：小）

当社が、2023年10月に実施した公募増資による調達資金の使途については、家賃債務保証等の管理を行っている業務系基幹システムの開発及び改修費用及び、取扱店向け顧客契約情報管理システム（Cloud Insure）の新機能開発費用及び業務系基幹システムとの連携改修費用、保証事業拡大に伴う不動産管理会社及び賃貸人への賃料等の代位弁済による立替金などの運転資金、人材採用及び教育のための費用等に充当する計画であります。

しかしながら、経営環境の急激な変化等により、上記の資金使途に予定どおり資金を投入したとしても、想定どおりの投資効果を上げられない可能性があります。なお、資金使途や支出予定時期の変更を行う場合は、適切に開示を行います。

(14) 個人情報漏洩について（発生可能性：低、発生時期：特定時期なし、影響度：大）

当社が行っている保証事業においては、多数の個人情報を保有しております。これらの情報が流出するのを防止するために、個人情報の適正管理に関する規程を定め、個人情報の保護に関する法律、関係諸法令及び監督当局のガイドライン等を遵守し、社内規程の制定及び管理体制の確立、従業員への情報管理教育を行っております。また、当社は、個人情報の保護体制に対する第三者認証制度であるプライバシーマークを取得更新しております。しかし、万が一情報漏洩が発生した場合には、当社の信用が失墜し、当社の財政状態、経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

(15) 事務リスク（発生可能性：中、発生時期：特定時期なし、影響度：中）

当社が行っている保証事業においては、役職員が正確な事務を怠る、あるいは事故・不正等を起こすことにより損失を被るおそれがあります。当社は不正確な事務処理あるいは事故等によるサービス品質の低下に備えるため、各業務を標準化しマニュアルを整備しておりますが、故意または重過失により業務に支障が生じる場合には、当社の財政状態、経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

(16) 自然災害・人災等について（発生可能性：低、発生時期：特定時期なし、影響度：大）

地震、風水害等の自然災害や、事故、火災、戦争、暴動、テロその他の人災が発生した場合、代理店である不動産管理会社等の管理物件、賃貸物件が、毀損、滅失又は劣化してしまい、不動産管理会社等の営業体制に支障が生じる場合には、当社の財政状態、経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

(17) 新型コロナウイルス感染症について（発生可能性：低、発生時期：特定時期なし、影響度：小）

当社の家賃債務保証サービスにおいては、新規入居者と保証委託契約を交わし、当該契約に基づき賃借人より受領する保証料が当社の主な収入源となっております。そのため、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて移動が制約された場合はサービスに対する需要が低下する可能性があります。その場合には、当社の財政状態及び、経営成績に影響を及ぼす可能性があります。



## 4 【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

### (1) 経営成績等の状況の概要

当社の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フロー(以下、「経営成績等」という。)の状況の概要は次のとおりであります。

#### 経営成績の状況

当事業年度におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症の5類感染症への移行により、社会経済活動も緩やかに持ち直しが見られた一方で、各種物価の上昇によるコスト高や為替相場の変動が続いており、先行きは依然として不透明な状況が続いております。

当社の関連業界である賃貸不動産業界においては、デジタル技術の進化により、契約手続きのデジタル化が進んでおります。具体的には、契約書類のオンライン化や電子署名の導入が行われており、紙の契約書の作成や保管、運送といった手間を省くことが可能となってきております。また、電子契約システムの導入により、契約のスピードアップやリモートでの取引が可能となるなど、業界全体のデジタルトランスフォーメーション(DX)が進展しております。

このような事業環境のもと、当社は多様化する顧客ニーズに対応するべく、これまで培ってきたノウハウを活用し、保証システム及び取扱店様向け顧客情報管理システムの改修を図り、サービスの業容拡大を目指してまいりました。

この結果、当事業年度の経営成績は、売上高2,876,511千円(前期比10.4%増加)、営業利益291,668千円(前期比26.4%減少)、経常利益292,172千円(前期比28.1%減少)、当期純利益196,885千円(前期比22.9%減少)となりました。

なお、セグメント別の経営成績につきましては次のとおりであります。

#### (保証事業)

保証事業におきましては、積極的な新規取引先の開拓を継続することにより、新規優良顧客の獲得に努め、シェア拡大を目指してまいりました。並びに、既存クライアントへは随時情報収集を行い、新たな商品設計の提案を行うなど、各施策を実施し顧客ニーズへの対応強化を図ったため、契約件数が順調に推移しました。また、SMSを使ったWEB請求・オートコール・AIオペレータによるオートメーション化を図るなど、回収効率向上にも取り組んでまいりました。

この結果、本報告セグメントの売上高は2,674,267千円(前期比11.0%増加)、セグメント利益は538,034千円(前期比12.5%減少)となりました。

#### (その他)

その他の区分におきましては、ランドリーサービスについては、店舗の美化向上に向けた業者による清掃を行い、「安心、安全、清潔」な店舗を維持するように努めました。

フィットネスサービスについては、お客様一人ひとりに合わせたサポート体制を目指し、ストレッチ教室の開催やカウンセリングを通じてフォロー体制を強化してまいりました。さらに、近隣のスーパーなどを活用した集客活動を通じて、新規会員の獲得を積極的に行ってまいりました。

この結果、セグメントのその他における売上高は202,243千円(前期比3.2%増加)、セグメント利益は28,837千円(前期比1.7%増加)となりました。

#### 財政状態の状況

##### (資産)

総資産の残高は、前事業年度末に比べ496,432千円増加し、3,407,640千円となりました。

流動資産の残高は、前事業年度末に比べ413,714千円増加し、2,943,412千円となりました。これは主に、現金及び預金が109,125千円増加、未収入金が122,890千円増加、求償債権が248,390千円増加したことによるものであります。

固定資産の残高は、前事業年度末に比べ82,717千円増加し、464,228千円となりました。これは主に、有形固定資産が1,021千円増加、投資その他の資産が82,290千円増加した一方で、無形固定資産が594千円減少したことによるものであります。

##### (負債)

負債合計は、前事業年度末に比べ299,546千円増加し、2,305,141千円となりました。これは主に、流動負債の

短期借入金が105,400千円増加、前受収益が93,173千円増加、保証履行引当金が104,488千円増加した一方で、未払法人税等が119,728千円減少したこと等によるものであります。

(純資産)

純資産合計は、前事業年度末に比べ196,885千円増加し、1,102,499千円となりました。これは、利益剰余金の増加によるものであります。

キャッシュ・フローの状況

当事業年度における現金及び現金同等物の期末残高は1,729,700千円となり、前事業年度末に比べ109,125千円の増加となりました。当事業年度における各キャッシュ・フローの状況は次のとおりであります。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

営業活動によるキャッシュ・フローは64,107千円の収入(前事業年度は278,107千円の収入)となりました。これは主に、税引前当期純利益292,172千円、貸倒引当金の増加額97,935千円、保証履行引当金の増加額104,488千円、未収入金の増加額122,890千円、求償債権の増加額248,390千円、前受収益の増加額93,173千円、法人税等の支払額277,055千円によるものであります。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

投資活動によるキャッシュ・フローは53,481千円の支出(前事業年度は27,172千円の支出)となりました。これは主に、無形固定資産の取得による支出22,040千円によるものであります。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

財務活動によるキャッシュ・フローは98,499千円の収入(前事業年度は39,411千円の収入)となりました。これは主に、短期借入金の純増減による収入105,400千円によるものであります。

生産、受注及び販売の実績

a 生産実績

当社は生産活動を行っていないため、記載を省略しております。

b 受注実績

当社は受注活動を行っていないため、記載を省略しております。

c 販売実績

当事業年度における販売実績をセグメントごとに示すと、次のとおりであります。

セグメントの名称	金額(千円)	前期比(%)
保証事業	2,674,267	111.0
その他	202,243	103.2
合計	2,876,511	110.4

(注) 1. セグメント間取引については、相殺消去しております。

2. 当事業年度における主な相手先別の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合については、総販売実績に対する割合が100分の10以上の相手先がないため、記載を省略しております。

(2) 経営者の視点による経営成績等の状況に関する分析・検討内容

経営者の視点による当社の経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容は、次のとおりであります。なお、文中の将来に関する事項は、本書提出日現在において判断したものであります。

経営成績等の状況に関する認識及び分析・結果内容

a 売上高

当事業年度の売上高は、2,876,511千円（前期比10.4%増加）となりました。

保証事業につきましては、積極的な新規取引先の開拓を継続することにより、新規優良顧客の獲得に努め、シェア拡大を目指してまいりました。並びに、既存クライアントへは随時情報収集を行い、新たな商品設計の提案を行うなど、各施策を実施し顧客ニーズへの対応強化を図ったため、契約件数が順調に推移しました。この結果、売上高は2,674,267千円（前期比11.0%増加）となりました。

その他の区分におきましては、ランドリーサービスについては、店舗の美化向上に向けた業者による清掃を行い、「安心、安全、清潔」な店舗を維持するように努めました。

フィットネスサービスについては、お客様一人ひとりに合わせたサポート体制を目指し、ストレッチ教室の開催やカウンセリングを通じてフォロー体制を強化してまいりました。さらに、近隣のスーパーなどを活用した集客活動を通じて、新規会員の獲得を積極的に行ってまいりました。

この結果、売上高は202,243千円（前期比3.2%増加）となりました。

b 売上原価、売上総利益

当事業年度の売上原価は、1,204,044千円（前期比18.4%増加）となりました。これは主に、保証事業における売上拡大に伴う、保証委託契約を締結したことによる不動産管理会社等へ支払う紹介手数料（事務手数料）の増加、債務保証額及び求償債権の増加により保証履行引当金、貸倒引当金が増加することによる保証履行引当金繰入、貸倒引当金繰入の増加によるものであります。この結果、売上総利益は1,672,466千円（前期比5.3%増加）となりました。

c 販売費及び一般管理費、営業利益

当事業年度の販売費及び一般管理費は、1,380,798千円（前期比15.9%増加）となりました。これは主に、家賃債務保証サービスの拡大に伴う人件費の増加、及び当社株式上場に伴う上場関連費用等の計上によるものであります。この結果、営業利益は291,668千円（前期比26.4%減少）となりました。

d 営業外収益、営業外費用、経常利益

営業外損益については、営業外収益は、受取配当金及び受取賃貸料等の計上により、6,779千円（前期比40.8%減少）となりました。営業外費用は、主に支払利息の計上及び上場関連費用の計上により、6,275千円（前期比348.5%増加）となりました。この結果、経常利益は292,172千円（前期比28.1%減少）となりました。

e 特別損益、法人税等、当期純利益

特別利益及び特別損失については、発生がありませんでした。

法人税、住民税及び事業税と法人税等調整額を合算した法人税等は95,286千円（前期比36.9%減少）となりました。この結果、当期純利益は196,885千円（前期比22.9%減少）となりました。

キャッシュ・フローの状況の分析・検討内容並びに資本の財源及び資金の流動性に係る情報

a キャッシュ・フローの状況

キャッシュ・フローの状況の分析につきましては、「第2 事業の状況 4 経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析 (1) 経営成績等の状況の概要 キャッシュ・フローの状況」に記載のとおりであります。

b 資本の財源及び資金の流動性

当社の資本の財源及び資金の流動性については、販売費及び一般管理費等の運転資金需要及び管理会社及び貸入への代位弁済による立替金需要に対して、自己資金で賄うことを基本としつつ、取引金融機関と当座貸越契約の締結により機動的に資金調達ができる体制を構築しており、一部の資金については当該契約を活用し調達しております。

#### 重要な会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定

当社の財務諸表は、わが国において一般に公正妥当と認められている会計基準に基づき作成しております。この財務諸表を作成するにあたって、資産、負債、収益及び費用の報告額に影響を及ぼす見積り及び仮定を用いておりますが、これらの見積り及び仮定に基づく数値は実際の結果と異なる可能性があります。

財務諸表の作成にあたって用いた会計上の見積り及び仮定のうち、重要なものは「第5 経理の状況 1 財務諸表等 (1)財務諸表 注記事項 (重要な会計上の見積り)」に記載しております。

なお、引当金の計上や資産の評価等の見積りについては、当社における過去の実績や将来の計画を勘案し判断しておりますが、見積り特有の不確実性が存在するため、実際の結果とは異なる場合があります。当社の財務諸表の作成にあたって用いた会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定のうち、重要なものは以下のとおりであります。

##### a 貸倒引当金

求償債権のうち、一定の滞納月数を超えておらず、回収不能となる兆候が個別にみられないものについては、一般債権等として将来の予想損失額を見込んで貸倒引当金を計上しております。予想損失額は過去の一定期間の貸倒実績を基礎とした貸倒実績率の平均値に基づき算定しております。

また、求償債権のうち、一定の滞納月数を超えるものについては、貸倒懸念債権等特定の債権として、個別に求償債権残高から回収可能見込額を控除した回収不能見込額に基づき貸倒引当金を計上しております。見積もられた予想損失額に関して、保証委託者の状況や経済環境が変化した場合には、貸倒引当金残高が変動し、損益に影響を及ぼす可能性があります。

##### b 保証履行引当金

保証履行引当金は、保証契約に定める保証限度額の範囲において翌事業年度以降に生じると見込まれる求償債権や費用の発生額に基づき、保証履行による将来の予想損失額を計上しております。

求償債権や費用の発生見込額を見積もる際には、保証委託者の状況、過去の一定期間における回収実績及び保証終了時の滞納累積月数の実績並びに弁護士費用や強制執行に要する追加費用の発生実績に基づき算出しております。見積もられた予想損失額に関して、保証委託者の状況や経済環境の変化等の追加情報を評価する結果、保証履行引当金を追加で計上する可能性があるかと判断される場合もあります。

#### 経営上の目標の達成状況を判断するための客観的な指標等

「第2 事業の状況 1 経営方針、経営環境及び対処すべき課題等」に記載のとおり、当社は経営上の目標達成状況を判断するための客観的な指標として、初回保証契約件数と初回保証契約単価及び求償債権発生率と求償債権回収率を重視しております。

##### [ 重視する指標 ]

	2023年9月期実績
初回保証契約件数(件)	35,607
初回保証契約単価(円)	42,923
求償債権発生率(%) (注)1	5.8
求償債権回収率(%) (注)2	98.7

- (注) 1. 当事業年度の債務保証額に対し、当事業年度に賃料の未納が発生し代位弁済した金額の比率であります。  
2. 当事業年度請求発生額に対し当事業年度に回収した金額の比率であります。

#### 経営成績に重要な影響を与える要因について

経営成績に重要な影響を与える要因については、「第2 事業の状況 3 事業等のリスク」をご参照下さい。

#### 経営者の問題意識と今後の方針に関して

経営者の問題意識と今後の方針については、「第2 事業の状況 1 経営方針、経営環境及び対処すべき課題等」をご参照下さい。

5 【経営上の重要な契約等】

該当事項はありません。

6 【研究開発活動】

該当事項はありません。

### 第3 【設備の状況】

#### 1 【設備投資等の概要】

当事業年度において実施いたしました設備投資の総額は39,660千円となり、セグメントごとの設備投資について示すと、次のとおりであります。

##### （保証事業）

当事業年度の設備投資の総額は、25,944千円となりました。その主なものは、基幹システムの改修に15,325千円の投資を実施いたしました。

なお、重要な設備の除却又は売却はありません。

##### （その他）

当事業年度の設備投資の総額は、4,284千円となりました。フィットネスサービスにおけるマシン及びシステムの入れ替えによるものであります。

なお、重要な設備の除却又は売却はありません。

#### 2 【主要な設備の状況】

2023年9月30日現在

事業所名 (所在地)	セグメント の名称	設備の内容	帳簿価額(千円)					従業員数 (名)
			建物	ソフト ウェア	リース 資産	その他	合計	
本社 (福岡県福岡市中央区)	全社 保証事業	本社機能 営業拠点	906	52,449	13,059	37	66,453	62 (6)
東京支店 (東京都千代田区) 他4カ所	保証事業	営業拠点	4,861	-	-	625	5,487	31 (1)
カーブス福岡唐人 (福岡県福岡市中央区) 他9カ所	その他	業務施設	11,063	-	-	4,253	15,317	15 (5)

- (注) 1. 現在休止中の主要な設備はありません。  
2. 従業員数は就業人員であり、臨時従業員数は就業人員数(外書き)しております。  
3. 帳簿価額のうち、「その他」は、器具及び備品等の合計であります。  
4. 事業所の建物及び土地の一部は賃借しております。  
5. 賃借設備の内容は下記のとおりであります。

2023年9月30日現在

事業所名 (所在地)	セグメントの 名称	設備の内容	年間賃借料(千円)
本社 (福岡県福岡市中央区)	全社 保証事業	本社機能 営業拠点	39,135
東京支店 (東京都千代田区) 他4カ所	保証事業	営業拠点	22,044
カーブス福岡唐人 (福岡県福岡市中央区) 他9カ所	その他	業務施設	33,630

### 3 【設備の新設、除却等の計画】

#### (1) 重要な設備の新設等

事業所名 (所在地)	セグメント の名称	設備の内容	投資予定額		資金調達 方法	着手及び完了予定年月		完成後の 増加能力
			総額 (千円)	既支払額 (千円)		着手	完了	
本社 (福岡県福岡市中央区)	保証事業	ソフトウェア等 (業務系基幹シス テムの開発及び改 修)	89,940	15,325	自己資金 及び 増資資金	2022年 10月	2025年 9月	(注)
本社 (福岡県福岡市中央区)	保証事業	ソフトウェア等 (取扱店向け顧客 契約情報管理シス テムの開発及び改 修)	91,490	5,080	自己資金 及び 増資資金	2022年 10月	2025年 9月	(注)

(注) 完成後の増加能力については、計数的把握が困難であるため、記載を省略しております。

#### (2) 重要な設備の除却等

該当事項はありません。

## 第4 【提出会社の状況】

## 1 【株式等の状況】

## (1) 【株式の総数等】

## 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	8,000,000
計	8,000,000

## 【発行済株式】

種類	事業年度末現在 発行数(株) (2023年9月30日)	提出日現在 発行数(株) (2023年12月25日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	2,000,000	2,794,300	東京証券取引所 スタンダード市場	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。単元株式数は100株であります。
計	2,000,000	2,794,300		

- (注) 1. 2023年10月3日付で東京証券取引所スタンダード市場に株式を上場したことに伴い、発行済株式総数は、公募増資による新規発行で650,000株、オーバーアロットメントによる売出しに係る第三者割当て144,300株増加しております。
2. 提出日現在発行数には、2023年12月1日からこの有価証券報告書提出日までの新株予約権の行使により発行された株式数は含まれておりません。

## (2) 【新株予約権等の状況】

## 【ストックオプション制度の内容】

## 第1回新株予約権

決議年月日	2021年3月26日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役 4
新株予約権の数(個)	11,900 (注)1
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 119,000 (注)1、4
新株予約権の行使時の払込金額(円)	650 (注)2、4
新株予約権の行使期間	2023年3月27日～2031年3月26日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 650 資本組入額 325 (注)4
新株予約権の行使の条件	新株予約権の割当を受けた者(以下、「新株予約権者」という。)は、権利行使時においても、当社または当社子会社の取締役、監査役、執行役員、従業員の地位またはこれに準じた地位を有していなければならない。ただし、新株予約権者が任期満了により退任または定年退職した場合、あるいは取締役会が正当な理由があると認めた場合は、この限りでない。 新株予約権の行使は、当社普通株式に係る株式がいずれかの金融商品取引所に上場することを条件とする。 新株予約権者が死亡した場合、その相続人による新株予約権の権利行使は認めないものとする。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡については、取締役会の承認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)3

当事業年度の末日(2023年9月30日)における内容を記載しております。なお、提出日の前月末(2023年11月30日)現在において、これらの事項に変更はありません。

- (注) 1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、10株であります。

なお、当社が株式分割(株式無償割当を含む。)または株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株



式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てる。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、当社が吸収合併、新設合併、吸収分割、新設分割、株式交換もしくは株式移転を行なう場合又はその他やむを得ない事由が生じた場合には、新株予約権の目的となる株式の数は、合理的な範囲で調整されるものとする。

2. 当社が株式分割（株式無償割当を含む。）または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、当社が行使価額を下回る払込金額で募集株式の発行または自己株式の処分を行う場合（新株予約権の行使に基づく株式の発行・処分を除く）は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{既発行株式数} \times \text{調整前行使価額} + \text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には「新規発行」を「自己株式の処分」、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分金額」と読み替えるものとする。

さらに、上記のほか、当社が吸収合併、新設合併、吸収分割、新設分割、株式交換もしくは株式移転を行う場合又はその他やむを得ない事由が生じた場合には、行使価額は合理的な範囲で調整されるものとする。

3. 当社が合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生日において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数

組織再編行為の効力発生の時点において残存する募集新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

- (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類  
再編対象会社の普通株式とする。

- (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数  
組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記2. に準じて決定する。

- (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額  
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記3. で定められた行使価額を調整して得られる再編後払込金額に上記(3)に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。

- (5) 新株予約権を行使することができる期間  
上記表「新株予約権の行使期間」の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記表「新株予約権の行使期間」の満了日までとする。

- (6) 新株予約権の行使の条件  
上記表「新株予約権の行使の条件」に準じて決定する。

- (7) 増加する資本金及び資本準備金に関する事項  
新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。

本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記の資本金等増加限度額から上記に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

- (8) 譲渡による新株予約権の取得の制限  
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要するものとする。

- (9) 新株予約権の取得事由  
下記に準じて決定する。

新株予約権者が権利行使をする前に、当社が消滅会社となる合併契約承認の議案又は当社が完全子会社となる株式交換契約承認もしくは株式移転計画承認の議案につき株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社取締役会決議がなされた場合）は、当社は無償で本新株予約権を取得するこ

とができる。

新株予約権者が権利行使をする前に、新株予約権の行使の条件の規定に該当しなくなった場合、及び新株予約権者が保有する新株予約権を放棄した場合には、当社は無償で本新株予約権を取得することができる。

4. 2023年4月15日開催の取締役会決議において、2023年5月1日付で普通株式1株につき10株の割合で株式分割を行っております。これにより「新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
2021年3月26日 (注) 1	199,800	200,000	-	50,000	-	-
2023年5月1日 (注) 2	1,800,000	2,000,000	-	50,000	-	-

(注) 1. 2021年3月26日付で、普通株式1株につき1,000株の割合で株式分割を行っております。

2. 2023年5月1日付で、普通株式1株につき10株の割合で株式分割を行っております。

3. 決算日後、2023年10月2日を払込期日とする有償一般募集(ブックビルディング方式)増資による普通株式650,000株(発行価格810円、引受価額749.25円、資本組入額374.625円)発行により、資本金及び資本準備金はそれぞれ243,506千円増加しております。

4. 決算日後、2023年10月30日を払込期日とする有償第三者割当増資(オーバーアロットメントによる売出に関連した第三者割当増資)による普通株式144,300株(割当価格749.25円、資本組入額374.625円)発行により、資本金及び資本準備金はそれぞれ54,058千円増加しております。

(5) 【所有者別状況】

2023年9月30日現在

区分	株式の状況(1単元の株式数100株)								単元未満 株式の状況 (株)
	政府及び 地方公共 団体	金融機関	金融商品 取引業者	その他の 法人	外国法人等		個人 その他	計	
					個人以外	個人			
株主数(人)	-	-	-	2	-	-	9	11	-
所有株式数 (単元)	-	-	-	6,000	-	-	14,000	20,000	-
所有株式数 の割合(%)	-	-	-	30.00	-	-	70.00	100.00	-

(6) 【大株主の状況】

2023年9月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	発行済株式 (自己株式を 除く。)の 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
三好修	福岡市早良区	620,000	31.0
三好京子	福岡市早良区	350,000	17.5
株式会社Mサポート	福岡市中央区黒門8番2号	300,000	15.0
株式会社サンコー管理	福岡市中央区黒門8番2号	300,000	15.0
矢野泉	福岡市早良区	100,000	5.0
坂本真也	福岡市早良区	80,000	4.0
竹村洋一	福岡市中央区	80,000	4.0
徳岡拓郎	福岡市早良区	80,000	4.0
渡辺誠	福岡市南区	60,000	3.0
今野幸輝	仙台市青葉区	20,000	1.0
計		1,990,000	99.5

(7) 【議決権の状況】

【発行済株式】

2023年9月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	-	-	-
完全議決権株式(その他)	普通株式 2,000,000	20,000	権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。なお、単元株式数は100株であります。
単元未満株式	-	-	-
発行済株式総数	2,000,000	-	-
総株主の議決権	-	20,000	-

【自己株式等】

該当事項はありません。

## 2 【自己株式の取得等の状況】

### 【株式の種類等】

該当事項はありません。

#### (1) 【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

#### (2) 【取締役会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

#### (3) 【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

該当事項はありません。

#### (4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

該当事項はありません。

## 3 【配当政策】

当社は、財務体質の強化と事業拡大のための内部留保の充実等を図ることが重要であると考え、株主に対する利益還元も経営の重要課題であると認識しております。今後の配当政策の基本方針としましては、収益力の強化や事業基盤の整備を実施しつつ、内部留保の充実状況及び企業を取り巻く事業環境を勘案した上で、株主に対して安定的かつ継続的な利益還元を実施する方針であります。内部留保資金につきましては、事業拡大を目的とした中長期的な事業原資として利用していく予定であります。

当社の剰余金の配当を行う場合、年1回の期末配当を基本方針としており、期末配当の決定機関は株主総会となっております。また、当社は会社法第454条第5項に定める中間配当を取締役会決議によって行うことができる旨を定款に定めております。あわせて、期末配当の基準日は毎年9月30日とし、中間配当の基準日は毎年3月31日としております。

なお、当社は、2023年11月10日の取締役会において、株主の皆様への安定的かつ継続的な配当の実施を通じた利益還元の姿勢をより明確化することにより、更なる株主の獲得、並びに株主基盤の強化を図ることが当社企業価値の更なる向上において重要であるとの考えから、事業拡大のための投資を見据えるとともに、継続的な配当を行うため、年1回の期末配当として配当性向10%以上を目標とすることを基本方針として定めております。

#### 4 【コーポレート・ガバナンスの状況等】

##### (1) 【コーポレート・ガバナンスの概要】

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

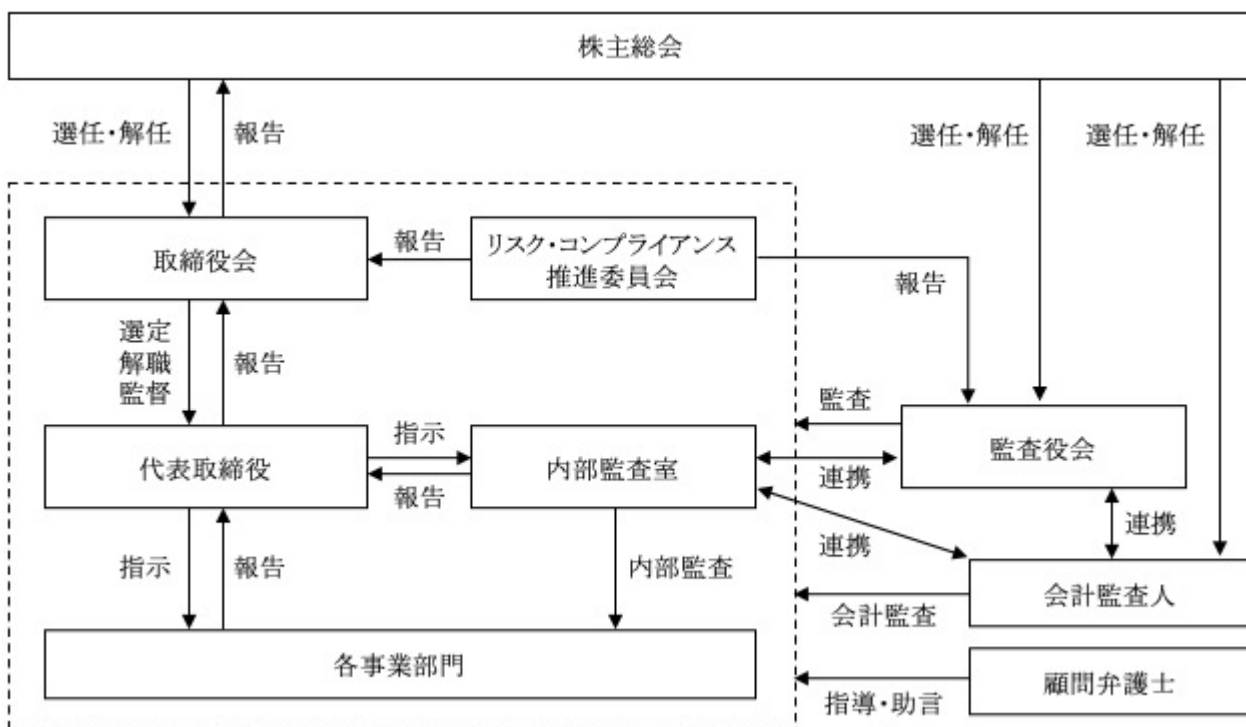
当社のコーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方は、「全従業員の物心両面の幸せを追求すると同時に人と地域社会の進歩発展に貢献する」という経営理念のもと、継続的な事業の成長を通じてステークホルダーや地域の人をはじめ、広く社会に貢献することを目標としております。

当社はこの経営理念を実現するためには、コーポレート・ガバナンスの強化が不可欠との認識を有しており、取締役会及び監査役会を基軸としたコーポレート・ガバナンスの体制を構築しております。また、経営陣のみならず、全社員がコンプライアンスの遵守に努めており、当社を取り巻く経営環境の変化に速やかに対処できる業務執行体制を確立しつつ、ステークホルダーに対して透明性及び健全性の高い企業経営が実現できるものと考えております。

企業統治の体制の概要及び当該体制を採用する理由

##### イ 企業統治の体制の概要

当社の企業統治の体制の概要図は以下のとおりです。



##### a 取締役会

取締役会は、取締役5名（うち社外取締役2名）で構成されており、月1回の定時取締役会の他、必要に応じて臨時取締役会を開催することで迅速な経営の意思決定を行っております。取締役会は法令で定められた事項及び経営上の重要事項を決定するとともに、取締役の業務執行状況を監督しております。また、監査役も出席し、適宜意見を述べることで経営に関する適正な牽制機能が果たされております。構成員については、下記に記載のとおりであります。

議長	代表取締役社長	坂本 真也
構成員	取締役	竹村 洋一
	取締役	徳岡 拓郎
	取締役	兼田 康文（社外取締役）
	取締役	北原 正（社外取締役）

#### b 監査役会

監査役会は、監査役3名（うち社外監査役2名）で構成されており、月1回の定時監査役会を開催しております。監査役は、取締役会及び必要に応じてその他社内の重要な会議に出席し、具体的な意見を述べるとともに、リスクマネジメント、コンプライアンスを監視できる体制を取っております。

また、常勤監査役は、会計監査人及び内部監査室との情報交換を積極的に行うことにより、情報の共有化に努めております。構成員については、下記に記載のとおりであります。

議長	：	監査役	大川 利則
構成員	：	監査役	中川 真紀（社外監査役）
		監査役	橋本 道成（社外監査役）

#### c リスク・コンプライアンス推進委員会

リスク・コンプライアンス推進委員会は、代表取締役が委員長を務め、取締役5名（うち社外取締役2名）、事務局長（管理事業部部長）で構成されており、オブザーバーとして監査役3名（うち社外監査役2名）、内部監査室長が参加しております。四半期に1回定期的に開催する他、必要に応じて臨時で開催し、当社のコンプライアンス推進体制及びリスク評価、並びにリスクマネジメント体制の状況に関して報告を行うと共に、有事の際の危機管理対応の機能を担っております。構成員については、下記に記載のとおりであります。

委員長	：	代表取締役社長	坂本 真也
構成員	：	取締役	竹村 洋一
		取締役	徳岡 拓郎
		取締役	兼田 康文（社外取締役）
		取締役	北原 正（社外取締役）
事務局長	：	管理事業部部長	渋谷 純一
オブザーバー	：	監査役	大川 利則
		監査役	中川 真紀（社外監査役）
		監査役	橋本 道成（社外監査役）
		内部監査室長	土井 浩一

#### d 内部監査

当社では、業務執行から独立した組織として代表取締役直轄の内部監査室を設けており、専任の内部監査室担当者1名が年度毎に定めた内部監査計画に沿って、当社の業務全般についての効率性、内部統制の有効性及びコンプライアンスの状況についての監査を実施しております。内部監査室は、監査結果につき、内部監査報告書を作成の上、代表取締役、監査役会等に報告を行います。なお、代表取締役又は取締役会の求めに応じて取締役会に出席し、監査報告書についての説明義務を負っています。

また、改善の必要がある項目に関しては、被監査部門等に対して改善を指示し、その後の改善状況を適切に管理する等、監査結果を踏まえた改善対応を行っております。また、適宜、会計監査人及び監査役と打合せを行っており、監査効率の向上を図っております。

#### □ 当該体制を採用する理由

当社は、上記のとおり、株主総会、取締役会、監査役会及び会計監査人を設置し、日常的な業務監査等を行う役割として内部監査室を配置しており、これらの各機関が相互に連携することによって、継続的に企業価値を向上させ、ガバナンス体制が有効に機能すると考え、現在の体制を採用しております。

企業統治に関するその他の事項

イ 内部統制システムの整備の状況

当社は、内部統制システムの整備に関する基本方針について、次のとおり定めております。

a 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

「リスクマネジメント・コンプライアンス対応規程」を制定し、取締役及び使用人の職務執行が法令・定款等を遵守することを徹底するものとする。また、代表取締役を委員長とするリスク・コンプライアンス推進委員会において、リスク及びコンプライアンス全般に関する事項について評価・検討を行うことにより、内部統制の構築及び維持向上を図るものとする。併せて、代表取締役直属の組織として内部監査室を設け、各部門の業務執行及びコンプライアンスの状況等について、定期的な監査を実施し、その結果を常勤監査役と連携するとともに、代表取締役に報告するものとする。

b 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務執行に係る情報の取扱いは、文書管理規程に基づき、人事・総務課を主管部署として、適切に保存及び管理するものとする。

c 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

「リスクマネジメント・コンプライアンス対応規程」を制定し、当社の損失の最小化を図る体制を構築・運用するものとする。また、代表取締役を委員長とするリスク・コンプライアンス推進委員会において、リスクを評価するとともに、リスクの回避及び軽減策等のリスク管理体制の評価を実施するものとする。

d 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は、取締役の業務執行の効率化を実現するため、組織、業務分掌、職務権限等を定めた各種規程を定めるものとする。また、定時取締役会を毎月1回、また臨時取締役会を必要に応じて開催し、迅速な意思決定が行える体制を構築するものとする。

e 株式会社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社の行動規範に準拠するものとする。また、当社が、将来子会社等を設置する場合には、当該子会社を含めたグループ会社の内部統制の有効性及び妥当性を確保するため、必要な管理規程を制定し、必要な体制を整備するものとする。

f 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

監査役が職務を補助する使用人を置くことを求めた場合、要請に応じて監査役の業務補助のための使用人を置くこととし、その人事については、監査役と協議の上、決定するものとする。

g 監査役を補助すべき使用人の取締役からの独立性に関する事項及び監査役からの指示の実効性に関する事項

監査役を補助すべき使用人の取締役からの独立性を確保するため、当該使用人への指揮命令は監査役が行うものとし、人事異動・評価等を行う場合には、予め監査役と協議し、監査役の意見を重視することとする。

h 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制及びその他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制並びに監査役に報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実、又はその事実を発見した場合、役職員が法令若しくは定款に違反する行為をし、又はこれらの行為をするおそれがあると考えられるときは、直ちに監査役に直接報告を行うものとする。また「監査役監査規程」に基づき、監査役に対する報告事項について実効的かつ機動的な報告がなされるよう、社内体制の整備を行い、監査役に対しての報告体制を確立するものとする。さらに、監査役へ報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するため、内部通報制度においては、通報者に対する不利益な取扱いを禁止するものとする。

i 監査役を補助する使用人の取締役からの独立性に関する事項及び監査役からの指示の実効性に関する事項

は債務の処理に係る方針に関する事項

監査役が監査の実施のために生じた費用を請求するときは、監査役の求めに応じて適切に処理するものとする。

j 財務報告の信頼性を確保するための体制

財務報告の信頼性及び適正性を確保するため、また金融商品取引法に基づく適切な内部統制報告書を提出するために必要な体制の整備及び運用を行い、その有効性を定期的に評価し、必要な是正を行っていくものとする。

k 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方

当社は、反社会的勢力に対して取引を含む一切の関係を遮断することを基本方針とし、これらの実効性を確保するため「反社会的勢力対応規程」を整備するとともに、顧問弁護士や警察等外部の専門機関と適宜連携しながら、反社会的勢力による経営活動への関与や反社会的勢力からの被害を防止するための対応を行うものとする。

ロ リスク管理体制の整備の状況

当社は、経営理念及び行動規範に基づき、リスクマネジメント及びコンプライアンスの取り組みに関する基本事項を「リスクマネジメント・コンプライアンス対応規程」に定め、コンプライアンスの遵守を前提としたリスク管理を徹底することにより、損失の最小化を図っています。

リスク・コンプライアンス推進委員会は、当社運営に関する全社的・総括的なリスク管理の報告及び対応策検討の場と位置づけております。各事業部長は担当課のリスク管理責任者として日常の業務活動におけるリスク管理を行うとともに、関係する法令等の内容及び改廃動向を課員に伝達し、不測の事態が発生した場合にはリスク・コンプライアンス推進委員会へ報告することとなっております。

また、従業員からの相談や通報を受け付ける窓口として、社内外に内部通報窓口を設置・運用することで、リスクの予防や軽減に努めています。

取締役会の活動状況

当事業年度において当社は原則月1回の取締役会のほか、必要に応じて臨時取締役会を開催しております。当事業年度においては、当社は18回開催しており、個々の取締役の出席状況については次のとおりであります。

氏名	開催回数	出席回数
坂本 真也	18回	18回
竹村 洋一	18回	18回
徳岡 拓郎	18回	18回
渡辺 誠	11回	11回
兼田 康文	18回	18回
北原 正	18回	18回

(注) 1 . 渡辺誠は、2023年5月29日開催の臨時株主総会終結の時をもって任期満了により取締役を退任したため、退任まで開催された取締役会への出席状況を記載しております。

当事業年度における取締役会の具体的な検討内容は、取締役会規程に従い、経営方針、経営・事業戦略、重要な業務執行に関する事項、法令及び定款並びに株主総会の決議により定められた事項を決議し、また、法令に定められた事項及び重要な業務の執行状況につき報告を受けます。

取締役の員数

当社の取締役は10名以内とする旨を定款に定めております。



#### 取締役の選任の決議要件

当社の取締役の選任は、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数をもって行う旨及び累積投票によらないものとする旨を定款に定めております。

#### 剰余金の配当の決定機関

当社は機動的な利益還元を可能とする資本政策を確保するため、会社法第454条第5項に定める剰余金の配当(中間配当)を取締役会決議により可能とする旨を定款で定めております。

#### 自己株式の取得の決定機関

当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会決議によって市場取引等により自己株式を取得することができる旨を定款に定めております。これは、経営環境の変化に対応した機動的な資本政策の遂行を可能とすることを目的とするものであります。

#### 取締役及び監査役の実任免除

当社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役(取締役であった者も含む。)及び監査役(監査役であった者も含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会決議によって免除できる旨定款に定めております。これは、取締役及び監査役が職務を遂行するにあたり、その能力を十分に発揮して、期待される役割を果たしうる環境を整備するためであります。

#### 責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第427条第1項の規定に基づき、取締役(業務執行取締役を除く。)及び監査役との間に同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額である旨、定款に定めております。

#### 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、当社の取締役及び監査役(社外含む)を被保険者として、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しております。保険期間中に被保険者が行ったその地位に基づく職務に起因して損害賠償請求がされた場合、当該保険契約により法律上の損害賠償金及び争訟費用を填補することとしております。ただし、故意又は重過失に起因して生じた損害は当該保険契約によって填補されない等、一定の免責事由を設け、役員などの職務の執行の適正性が損なわれないように措置を講じております。なお、保険料は、当社がその総額を負担しております。

#### 株主総会の特別決議要件

当社は、会社法第309条第2項に定める株主総会の決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う旨を定款に定めております。これは、株主総会における特別決議の定足数を緩和することにより、株主総会の円滑な運営を行うことを目的とするものであります。

(2) 【役員の状況】

役員一覧

男性7名 女性1名(役員のうち女性の比率12.5%)

役職名	氏名	生年月日	略歴		任期	所有株式数 (株)
代表取締役社長	坂本 真也	1974年4月18日	1998年4月 2014年10月 2015年10月 2018年10月 2018年10月 2019年10月	㈱三好不動産入社 同社スマイルプラザ事業部部长 同社賃貸管理部部长 当社へ出向兼代表取締役社長(現任) 家賃債務保証事業者協議会幹事(現任) 当社へ転籍	(注)3	80,000
専務取締役 兼管理事業部長	竹村 洋一	1981年3月26日	2009年9月 2009年9月 2011年8月 2018年10月 2023年12月	㈱三好不動産入社 ㈱エム・サポート(現当社)へ出向 ㈱エム・サポート(現当社)へ転籍 当社取締役管理事業部長 当社専務取締役兼管理事業部長(現任)	(注)3	80,000
取締役営業事業部長	徳岡 拓郎	1981年4月22日	2010年7月 2010年7月 2011年8月 2018年10月	㈱三好不動産入社 ㈱エム・サポート(現当社)へ出向 ㈱エム・サポート(現当社)へ転籍 当社取締役営業事業部長(現任)	(注)3	80,000
取締役	兼田 康文	1975年6月20日	2001年4月 2004年10月 2009年9月 2014年5月 2016年9月 2017年2月 2019年6月 2019年6月 2019年6月 2019年7月 2019年12月 2021年2月 2021年4月	㈱新生銀行(現㈱SBI新生銀行)入行 監査法人トーマツ(現有限責任監査法人 トーマツ)入社 兼田公認会計士事務所(現兼田公認会計 士税理士事務所)代表(現任) 九州ネクスト㈱ 社外監査役(現任) ㈱レベルファイブ 社外監査役(現任) ㈱メディアース・ジャパン 社外監査役 (現任) ㈱トーニン 社外監査役(現任) トーニンビル管理㈱ 社外監査役(現 任) ㈱住吉 代表取締役 医療法人鎮寿会 監事(現任) ㈱Braveridge 社外監査役 フィナンシャルフォース㈱代表取締役 (現任) 当社取締役(現任)	(注)1.3	-
取締役	北原 正	1976年3月1日	2005年1月 2014年10月 2015年4月 2017年4月 2019年7月 2021年4月 2021年10月	社会保険労務士法人COMMITMENT入社 ㈱Team Next 代表取締役(現任) 社会保険労務士法人COMMITMENT 代表社 員(現任) (一社)人材開発推進協会 理事(現任) (有)日本人材教育センター 代表取締役 (現任) (一社)福岡県中小企業家同友会 理事 (現任) 当社取締役(現任)	(注)1.3	-
常勤監査役	大川 利則	1961年6月21日	1992年5月 2001年4月 2010年4月 2010年4月 2012年11月 2015年5月 2021年8月	㈱パブリック入社 吸収合併により㈱クレディアに転籍 ㈱日本保証に転籍 ㈱西京銀行入行(㈱日本保証より出向) ㈱愛媛銀行入行(㈱日本保証より出向) 当社入社 当社監査役(現任)	(注)4	-
監査役	中川 真紀	1969年6月23日	2006年4月 2009年1月 2013年4月 2013年12月 2017年8月 2019年10月 2020年8月	中川賢次郎行政書士事務所入所 古賀昭洋税理士事務所入所 中川真紀税理士事務所 代表(現任) 中川真紀行政書士事務所 代表(現任) 大野運送㈱ 社外監査役(現任) 当社監査役(現任) 渡辺電機㈱ 社外監査役(現任)	(注)2.4	-

役職名	氏名	生年月日	略歴		任期	所有株式数 (株)
監査役	橋本 道成	1978年4月2日	2007年12月 2017年1月 2020年6月 2020年11月 2020年12月 2021年5月 2021年8月	弁護士法人北浜法律事務所入所 如水法律事務所（現弁護士法人如水法律事務所） 代表（現任） ㈱トライアルホールディングス 社外監査役（現任） ㈱SENTAN Pharma 社外取締役（現任） 当社監査役（現任） ㈱キャム 社外監査役（現任） ㈱QPS研究所 社外取締役（監査等委員、現任）	(注) 2 . 4	-
計						240,000

- (注) 1. 取締役 兼田康文、北原正は、社外取締役であります。
2. 監査役 中川真紀、橋本道成は、社外監査役であります。
3. 取締役である坂本真也、竹村洋一、徳岡拓郎、兼田康文、北原正の任期は、2023年5月29日開催の臨時株主総会終結の時から選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時株主総会終結の時までであります。
4. 監査役である大川利則、中川真紀、橋本道成の任期は、2023年5月29日開催の臨時株主総会終結の時から選任後4年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時株主総会終結の時までであります。

#### 社外役員の状況

一般株主の利益に配慮し、継続的に企業価値を高める手段の1つとして、社外取締役2名及び社外監査役2名を選任しております。

社外取締役の兼田康文は、監査法人における豊富な監査経験を有し、また、公認会計士や税理士として企業会計に関する知識も有しており、これらの高度な専門性と幅広い見識を活かして、独立的な立場で経営の監督を行い、当社の内部統制強化及び持続的な企業価値向上を図っていただくため、社外取締役として選任しております。なお、同氏と当社の間には、人的関係、資本的关系、取引関係及びその他の利害関係はありません。

社外取締役の北原正は、社会保険労務士として労務管理等の豊富な業務経験を通じての専門的見識から独立的な立場で経営の監督を行い、当社の内部体制強化及び持続的な企業価値向上を図っていただくため、社外取締役として選任しております。なお、同氏と当社の間には、人的関係、資本的关系、取引関係及びその他の利害関係はありません。

社外監査役の中川真紀は、2019年10月から社外監査役を務め、その職務・職責を適切に果たしております。税理士として財務及び会計に相当程度の知見を有し、その経験及び幅広い知見により当社の経営について客観的、中立的な監査を遂行できることから社外監査役に選任しております。なお、同氏と当社の間には、人的関係、資本的关系、取引関係及びその他の利害関係はありません。

社外監査役の橋本道成は、弁護士として企業法務支援、株式上場支援、株主総会対策、労働問題対応等に携わってこれ、法務、株式上場に関する高度な知識や経験を有しておられます。また、如水法律事務所の代表ということもあり、多面的な企業経営の知見を深めております。監査役として求められる高い倫理観、公正・公平な判断力に加え、当社経営に対する適正な監査を実施するのに必要な経験及び見識を有しておられるため、社外監査役として選任しております。なお、同氏と当社の間には、人的関係、資本的关系、取引関係及びその他の利害関係はありません。

社外役員には、当社との間に特別な利害関係がなく、また、東京証券取引所の独立性基準及び開示加重要件に該当せず、一般株主と利益相反の生じるおそれのない者を選任しております。

#### 社外取締役又は社外監査役による監督又は監査と内部監査、監査役監査及び会計監査との相互連携並びに内部統制部門との関係

社外取締役及び社外監査役は、取締役会において事業やコーポレート・ガバナンス等に関する議論がなされているほか、常勤監査役及び内部監査室ならびに監査法人との連携のもと、必要に応じ相互に情報及び意見の交換を行う会合を持ち、コンプライアンス面や内部統制の整備状況などについて意見交換を行う体制をとっており、監督・監査の質的向上及び内部統制の強化を図っております。

## (3) 【監査の状況】

## 監査役監査の状況

当社の監査役会は3名で構成され、常勤監査役1名に、非常勤監査役2名であります。当社における監査役監査は、「監査役監査規程」に準拠し、取締役会をはじめとする重要な会議へ出席するほか、当社の監査業務を一層強化するため、往査を含めた調査（法令・コンプライアンス遵守状況及び、個人情報取り扱い管理体制等）を実施しております。各監査役は定時監査役会において、実施した監査結果について報告し、他の監査役との協議を実施します。また、取締役に対して早急に報告が必要と思われる事実については遅滞なく報告を行い、改善を求めています。

常勤監査役大川利則は、長年にわたる金融機関等での金融、財務経営に関する豊富な経験と知識を有しております。また、当社でも管理事業部管理課、営業事業部審査課を経験しており当社の実情に精通しております。当社の経営に対する適正な監査を実施するのに必要な経験及び見識を有していることから、最適な人材と判断し監査役として選任しております。また、監査役中川真紀は税理士の資格を有していることから、財務及び会計に関する専門家として独立性をもって監査の妥当性を確保できる監査役として選任しております。監査役橋本道成は弁護士の資格を有していることから、法務に関する専門的知見と経験により企業統治の強化に寄与するものと判断して監査役に選任しております。

当事業年度において当社は監査役会を合計15回開催しており、個々の監査役の出席状況については次のとおりであります。

氏名	開催回数	出席回数
常勤監査役 大川 利則	15回	15回
非常勤監査役 中川 真紀	15回	15回
非常勤監査役 橋本 道成	15回	15回

監査役会は、取締役会開催後に月次で開催されるほか、必要に応じて随時開催されます。主な検討事項は、監査方針・監査計画・業務分担の策定、会計監査人の再任・不再任に関する事項・報酬同意、監査報告書の作成等であります。

常勤の監査役の活動として、内部監査室が実施する監査には、ほぼ立ち合い、協同し意見交換等を行っております。また、常勤監査役と内部監査室の席は、隣接する場所に設けられており、常勤監査役と内部監査室は、日常的に双方の監査に関して意見交換を実施しております。

常勤監査役は、会計監査人と定期的な会合の他、監査の為に会計監査人が来社した際には会計監査人と面談を実施する等、積極的に意見交換を実施しております。

## 内部監査の状況

当社における内部監査は、代表取締役直属の他の組織と独立した内部監査室（1名）を設置して対応しております。内部監査室は、本社各事業部及び各支店に対し、内部監査計画に則して、業務活動の全般、運営状況、法令の遵守状況について監査を実施しております。

内部監査室は、当社の内部管理態勢状況及び監査結果について代表取締役に報告し、監査結果は、必要に応じて取締役会に代表取締役が報告しています。一方、内部監査室長は監査役会に出席し、監査役と直接情報交換を行うとともに監査結果につき報告を行っています。

また、当社の内部監査室は財務報告に係る内部統制の評価担当部門でもあるため、内部監査室と会計監査人は会計監査人が来社した際には、当社の財務報告に係る内部統制に関して意見交換を実施するようにしています。

## 会計監査の状況

## a 監査法人の名称

有限責任監査法人トーマツ

## b 継続監査期間

3年間

c 業務を執行した公認会計士

指有限責任社員 公認会計士 荒牧 秀樹  
指有限責任社員 公認会計士 宮寄 健

d 監査業務に係る補助者の構成

当社の会計監査業務に係る補助者は、公認会計士8名、その他10名であります。

e 監査法人の選定方針と理由

当社が監査法人を選定するに当たって、監査法人の沿革と監査実績、当社が属する業界の知見、公認会計士法に基づく処分や会社法上の欠格事由の有無、監査法人の品質管理体制、監査法人の独立性、専門性、監査の実施体制、グローバルへの対応、監査テクノロジー、監査報酬見積額等の適切性を考慮しており、これらを総合的に勘案した結果、有限責任監査法人トーマツは適任であると判断したものであります

f 監査役及び監査役会による監査法人の評価

監査役及び監査役会は、会計監査人に対して評価を行っております。会計監査人评价基準に照らし、会計監査人との面談、意見交換等を通じ、品質管理体制、監査計画、会計監査人及び監査チームの独立性、外部レビュー結果、監査役協議会・経営者・内部監査部門とのコミュニケーション状況等の観点から、総合的に勘案して評価しております。

監査報酬の内容等

a 監査公認会計士等に対する報酬

区分	前事業年度		当事業年度	
	監査証明業務に基づく報酬(千円)	非監査業務に基づく報酬(千円)	監査証明業務に基づく報酬(千円)	非監査業務に基づく報酬(千円)
提出会社	19,500	-	24,000	2,000

当事業年度の当社における非監査業務の内容は、新規上場に係るコンフォート・レター作成業務についての対価であります。

b 監査公認会計士等と同一のネットワークに対する報酬(aを除く)

該当事項はありません。

c その他の重要な監査証明業務に基づく報酬の内容

該当事項はありません。

d 監査報酬の決定方針

監査公認会計士等に対する報酬等の額の決定に際し、当社は所定の決裁基準に則り決定し、会社法第399条の規定に基づき、取締役が監査役会へ同意を求め、監査役会において報酬等の額について当社の規模、業務の特性並びに監査日数等を勘案し、審議のうえ、同意しております。

e 監査役会が会計監査人の報酬等に同意した理由

監査役会は、監査法人が提出した監査計画の妥当性や適切性等を確認し、監査時間及び報酬単価といった算出根拠や算出内容を精査した結果、監査法人に対する報酬等に対して相当、妥当であることを確認のうえ、会社法第399条第1項の同意を行っております。

(4) 【役員の報酬等】

役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針に係る事項

a 基本方針

当社の役員報酬は、優秀な人材を当社の取締役として確保し、かつ取締役の経営意欲の向上及び経営能力の最大限の発揮と、取締役の経営責任を明確にすることを基本方針としております。短期的な業績だけでなく中長期的な企業価値の向上への貢献を促す役員報酬制度の構築を目指しております。

b 報酬限度額

取締役の報酬限度額は、2022年12月22日開催の定時株主総会において、年額200百万円以内（うち社外取締役15百万円以内）と決議されております。当該株主総会終結時点の取締役の数は6名であります。また、監査役の報酬限度額は、2022年12月22日開催の定時株主総会において、年額30百万円以内と決議されております。当該株主総会終結時点の監査役の数は3名であります。

c 報酬体系

取締役及び監査役の報酬については報酬限度額を定時株主総会で決議しており、各取締役の報酬については職務内容及び当社の状況等を勘案のうえ取締役会の承認により、各監査役については職務の内容、経験及び当社の状況等を勘案のうえ監査役会での協議により決定しております。

当事業年度において当社の取締役の役員報酬制度としては、固定報酬制を採用しております。

d 報酬の決定

取締役の報酬等の額は、株主総会において決議された報酬限度額の範囲内において、担当・職務・各期の業績・貢献度等を総合的に勘案して各取締役の報酬等の額を決定しております。取締役及び監査役の報酬等の額は、経営に対する独立性を確保するため全額を固定報酬としており、その具体的金額については、取締役会及び監査役会で報酬限度額の範囲内において協議のうえ、決定しております。

役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額(千円)				対象となる 役員の員数 (名)
		固定報酬	賞与	退職慰労金	左記のうち、 非金銭報酬	
取締役 (社外取締役を除く)	71,772	58,570	5,541	7,661	-	4
監査役 (社外監査役を除く)	7,374	5,844	792	738	-	1
社外役員	9,750	7,200	1,800	750	-	4

(注) 退職慰労金は当事業年度に係る役員退職慰労引当金繰入額を記載しております。

役員ごとの報酬等の総額等

報酬等の総額が1億円以上である者が存在しないため、記載しておりません。

(5) 【株式の保有状況】

投資株式の区分の基準及び考え方

当社は、保有目的が純投資目的である投資株式と純投資目的以外の目的である投資株式の区分について、株価の値上がり、または配当による利益確保を目的として保有する株式を「純投資目的である株式」とし、それ以外の目的で保有する株式を「純投資目的以外の株式」として区分しております。

保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式

a 保有方針及び保有の合理性を検証する方法並びに個別銘柄の保有の適否に関する取締役会等における検証の内容

当社は、純投資目的以外の目的である投資株式の保有について、取引先との長期的・安定的な関係の維持・強化や営業推進等を目的としており、取締役会にて、個別銘柄毎に、保有目的が適切か、保有に伴う便益やリスクを検証し、保有の適否を判断することとしております。

b 銘柄数及び貸借対照表計上額

	銘柄数 (銘柄)	貸借対照表計上額の 合計額(千円)
非上場株式	1	20,000
非上場株式以外の株式	-	-

(最近事業年度において株式数が増加した銘柄)

該当事項はありません。

(最近事業年度において株式数が減少した銘柄)

該当事項はありません。

c 特定投資株式及びみなし保有株式の銘柄ごとの株式数、貸借対照表計上額等に関する情報

該当事項はありません。

保有目的が純投資目的である投資株式

該当事項はありません。

最近事業年度中に投資株式の保有目的を純投資目的から純投資目的以外の目的に変更したものの

該当事項はありません。

最近事業年度中に投資株式の保有目的を純投資目的以外の目的から純投資目的に変更したものの

該当事項はありません。

## 第5 【経理の状況】

### 1 財務諸表の作成方法について

当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)に基づいて作成しております。

### 2 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、事業年度(2022年10月1日から2023年9月30日まで)の財務諸表について、有限責任監査法人トーマツの監査を受けております。

### 3 連結財務諸表について

当社は子会社がないため、連結財務諸表を作成しておりません。

### 4 財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みについて

当社は、財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みを行っております。具体的には会計基準等の内容を適切に把握できる体制を整備するため、公益財団法人財務会計基準機構へ加入し、監査法人等の外部専門家の主催するセミナーへの参加や、財務会計等の専門書の定期購読を行っております。



## 1 【財務諸表等】

## (1) 【財務諸表】

## 【貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (2022年9月30日)	当事業年度 (2023年9月30日)
<b>資産の部</b>		
流動資産		
現金及び預金	1,620,574	1,729,700
売掛金	19,041	18,660
未収入金	440,183	563,073
求償債権	704,601	952,992
その他	7,933	39,558
貸倒引当金	262,636	360,572
流動資産合計	2,529,697	2,943,412
固定資産		
有形固定資産		
建物（純額）	2 14,010	2 16,832
リース資産（純額）	2 17,047	2 13,059
その他（純額）	2 2,728	2 4,916
有形固定資産合計	33,785	34,807
無形固定資産		
ソフトウェア	62,477	52,449
その他	-	9,432
無形固定資産合計	62,477	61,882
投資その他の資産		
投資有価証券	20,000	20,000
繰延税金資産	156,676	218,717
その他	3 108,571	3 128,821
投資その他の資産合計	285,248	367,538
固定資産合計	381,511	464,228
資産合計	2,911,208	3,407,640

(単位：千円)

	前事業年度 (2022年9月30日)	当事業年度 (2023年9月30日)
<b>負債の部</b>		
<b>流動負債</b>		
短期借入金	5 374,100	5 479,500
1年内返済予定の長期借入金	3 2,514	3 864
リース債務	4,386	4,386
未払金	23,140	84,535
未払法人税等	169,931	50,202
預り金	113,568	127,146
前受収益	995,232	1,088,405
賞与引当金	32,558	65,991
役員賞与引当金	-	2,400
保証履行引当金	200,602	305,091
その他	1 7,515	1 7,170
流動負債合計	1,923,549	2,215,693
<b>固定負債</b>		
長期借入金	3 8,104	3 7,240
リース債務	14,621	10,234
退職給付引当金	23,662	27,165
役員退職慰労引当金	35,658	44,807
固定負債合計	82,045	89,447
負債合計	2,005,594	2,305,141
<b>純資産の部</b>		
<b>株主資本</b>		
資本金	50,000	50,000
<b>資本剰余金</b>		
その他資本剰余金	70,228	70,228
資本剰余金合計	70,228	70,228
<b>利益剰余金</b>		
利益準備金	8,200	8,200
<b>その他利益剰余金</b>		
繰越利益剰余金	777,184	974,070
利益剰余金合計	785,384	982,270
株主資本合計	905,613	1,102,499
純資産合計	905,613	1,102,499
負債純資産合計	2,911,208	3,407,640

## 【損益計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 2021年10月1日 至 2022年9月30日)	当事業年度 (自 2022年10月1日 至 2023年9月30日)
売上高	1 2,604,788	1 2,876,511
売上原価	1,017,202	1,204,044
売上総利益	1,587,585	1,672,466
販売費及び一般管理費	2 1,191,252	2 1,380,798
営業利益	396,333	291,668
営業外収益		
受取利息	17	20
受取配当金	2,400	2,815
受取賃貸料	1,544	1,496
固定資産売却益	3 1,544	-
償却債権取立益	2,967	950
その他	2,977	1,495
営業外収益合計	11,451	6,779
営業外費用		
支払利息	1,047	1,147
支払手数料	335	335
上場関連費用	-	4,475
その他	15	316
営業外費用合計	1,399	6,275
経常利益	406,385	292,172
税引前当期純利益	406,385	292,172
法人税、住民税及び事業税	213,836	157,326
法人税等調整額	62,841	62,040
法人税等合計	150,994	95,286
当期純利益	255,390	196,885

【売上原価明細書】

区分	注記 番号	前事業年度 (自 2021年10月1日 至 2022年9月30日)		当事業年度 (自 2022年10月1日 至 2023年9月30日)	
		金額(千円)	構成比 (%)	金額(千円)	構成比 (%)
経費	1	1,017,202	100.0	1,204,044	100.0
売上原価合計		1,017,202	100.0	1,204,044	100.0

(注) 1 主な内訳は、次のとおりであります。

項目	前事業年度(千円)	当事業年度(千円)
支払手数料	556,921	626,275
貸倒引当金繰入額	135,465	170,798
保証履行引当金繰入額	75,892	104,488

【株主資本等変動計算書】

前事業年度(自 2021年10月1日 至 2022年9月30日)

(単位：千円)

	株主資本							純資産 合計
	資本金	資本剰余金		利益準備金	利益剰余金		株主資本 合計	
		その他資本 剰余金	資本剰余金 合計		その他利益 剰余金 繰越利益 剰余金	利益剰余金 合計		
当期首残高	50,000	70,228	70,228	8,200	523,479	531,679	651,908	651,908
会計方針の変更による 累積的影響額	-	-	-	-	1,685	1,685	1,685	1,685
会計方針の変更を反映 した当期首残高	50,000	70,228	70,228	8,200	521,793	529,993	650,222	650,222
当期変動額								
当期純利益					255,390	255,390	255,390	255,390
当期変動額合計	-	-	-	-	255,390	255,390	255,390	255,390
当期末残高	50,000	70,228	70,228	8,200	777,184	785,384	905,613	905,613

当事業年度(自 2022年10月1日 至 2023年9月30日)

(単位：千円)

	株主資本							純資産 合計
	資本金	資本剰余金		利益準備金	利益剰余金		株主資本 合計	
		その他資本 剰余金	資本剰余金 合計		その他利益 剰余金 繰越利益 剰余金	利益剰余金 合計		
当期首残高	50,000	70,228	70,228	8,200	777,184	785,384	905,613	905,613
会計方針の変更による 累積的影響額	-	-	-	-	-	-	-	-
会計方針の変更を反映 した当期首残高	50,000	70,228	70,228	8,200	777,184	785,384	905,613	905,613
当期変動額								
当期純利益					196,885	196,885	196,885	196,885
当期変動額合計	-	-	-	-	196,885	196,885	196,885	196,885
当期末残高	50,000	70,228	70,228	8,200	974,070	982,270	1,102,499	1,102,499

## 【キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 2021年10月1日 至 2022年9月30日)	当事業年度 (自 2022年10月1日 至 2023年9月30日)
<b>営業活動によるキャッシュ・フロー</b>		
税引前当期純利益	406,385	292,172
減価償却費	36,074	39,590
貸倒引当金の増減額(は減少)	90,917	97,935
賞与引当金の増減額(は減少)	2,150	33,433
保証履行引当金の増減額(は減少)	75,892	104,488
退職給付引当金の増減額(は減少)	3,015	3,502
役員退職慰労引当金の増減額(は減少)	12,063	9,149
受取利息及び受取配当金	2,417	2,836
支払利息	1,047	1,147
売掛債権の増減額(は増加)	556	381
未収入金の増減額(は増加)	136,372	122,890
求償債権の増減額(は増加)	239,781	248,390
預り金の増減額(は減少)	28,334	13,577
前受収益の増減額(は減少)	86,097	93,173
その他	2,401	25,031
小計	365,252	339,465
利息及び配当金の受取額	2,417	2,836
利息の支払額	1,045	1,138
法人税等の支払額	88,517	277,055
営業活動によるキャッシュ・フロー	278,107	64,107
<b>投資活動によるキャッシュ・フロー</b>		
有形固定資産の取得による支出	3,409	9,823
無形固定資産の取得による支出	18,566	22,040
その他	5,197	21,617
投資活動によるキャッシュ・フロー	27,172	53,481
<b>財務活動によるキャッシュ・フロー</b>		
短期借入金の純増減額(は減少)	45,000	105,400
長期借入金の返済による支出	2,664	2,514
ファイナンス・リース債務の返済による支出	2,924	4,386
財務活動によるキャッシュ・フロー	39,411	98,499
現金及び現金同等物の増減額(は減少)	290,346	109,125
現金及び現金同等物の期首残高	1,330,228	1,620,574
現金及び現金同等物の期末残高	1 1,620,574	1 1,729,700

## 【注記事項】

(重要な会計方針)

### 1. 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

市場価格のない株式等...移動平均法による原価法

### 2. 固定資産の減価償却の方法

#### (1) 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法を採用しております。ただし、1998年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備は除く)並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物	19～34年
その他	3～5年

#### (2) 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

ソフトウェア（自社利用分） 5年

#### (3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

### 3. 引当金の計上基準

#### (1) 貸倒引当金

債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

#### (2) 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき当事業年度に見合う分を計上しております。

#### (3) 役員賞与引当金

役員の賞与の支給に備えるため、支給見込額に基づき計上しております。

#### (4) 保証履行引当金

家賃保証の保証履行による損失に備えるため、当事業年度末における将来の損失発生見込額を計上しております。

#### (5) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額から特定退職金共済制度の給付見込額を控除した額を退職給付引当金として計上しております。

なお、退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

#### (6) 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支給に備えるため、役員退職慰労金支給規程に基づく期末要支給額を計上しております。

### 4. 収益及び費用の計上基準

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

#### 保証事業

保証事業においては主に家賃債務保証サービス及び当該サービスに関連した業務受託サービスを提供しております。

家賃債務保証サービスにかかる保証料収入は、「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号 2019年7月4日）に基づき、保証期間にわたって収益計上しております。

業務受託サービスは、サービス提供時点において収益を認識しております。また、業務受託サービスに関する取引の対価は、契約条件に従い、概ね1ヶ月以内に受領しております。

## その他

その他においては主にフィットネスサービスを提供しております。

フィットネスサービスには主に入会金及び月会費が含まれております。入会金及び月会費は一定の期間にわたり移転される財又はサービスに関する収益として、入会月から履行義務を提供する期間にわたり収益を認識しております。入会金の提供期間は、過去の実績に基づき入会から退会までの期間を平均し算出しております。入会金及び月会費に関する取引の対価は、契約条件に従い、サービス提供開始から概ね1ヶ月以内に受領しております。なお、対価の金額に重要な金融要素は含まれておりません。

## 5. キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なりリスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期的な投資からなっております。

## 6. その他財務諸表作成のための基礎となる事項

## 消費税等の会計処理

控除対象外消費税等は、当事業年度の費用として処理しております。

## (重要な会計上の見積り)

## 1. 貸倒引当金

## (1) 当事業年度の財務諸表に計上した金額

(千円)

	前事業年度	当事業年度
貸倒引当金	262,636	360,572

## (2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

求償債権のうち、一定の滞納月数を超えておらず、回収不能となる兆候が個別にみられないものについては、一般債権等として将来の予想損失額を見込んで貸倒引当金を計上しております。予想損失額は過去の一定期間の貸倒実績を基礎とした貸倒実績率の平均値に基づき算定しております。

また、求償債権のうち、一定の滞納月数を超えるものについては、貸倒懸念債権等特定の債権として、個別に求償債権残高から回収可能見込額を控除した回収不能見込額に基づき貸倒引当金を計上しております。見積もられた予想損失額に関して、保証委託者の状況や経済環境が変化した場合には、貸倒引当金残高が変動し、損益に影響を及ぼす可能性があります。

## 2. 保証履行引当金

## (1) 当事業年度の財務諸表に計上した金額

(千円)

	前事業年度	当事業年度
保証履行引当金	200,602	305,091

## (2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

保証履行引当金は、保証契約に定める保証限度額の範囲において翌事業年度以降に生じると見込まれる求償債権や費用の発生見込額に基づき、保証履行による将来の予想損失額を計上しております。

求償債権や費用の発生見込額を見積もる際には、保証委託者の状況、過去の一定期間における回収実績及び保証終了時の滞納累積月数の実績並びに弁護士費用や強制執行に要する追加費用の発生実績に基づき算出しております。見積もられた予想損失額に関して、保証委託者の状況や経済環境が変化した場合には、保証履行引当金を追加で計上する可能性があるかと判断される場合もあります。

## (会計方針の変更)

「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日。以下「時価算定会計基準適用指針」という。)を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準適用指針第27 - 2項に定める経過的



な取扱いに従って、時価算定会計基準適用指針が定める新たな会計方針を将来にわたって適用することとしております。なお、財務諸表に与える影響はありません。

(貸借対照表関係)

- 1 その他のうち、契約負債の金額は、以下のとおりであります。

	前事業年度 (2022年9月30日)	当事業年度 (2023年9月30日)
契約負債	1,588千円	1,294千円

- 2 有形固定資産の減価償却累計額

	前事業年度 (2022年9月30日)	当事業年度 (2023年9月30日)
有形固定資産の減価償却累計額	83,604千円	92,406千円

- 3 担保資産及び担保付債務

担保に供している資産は、次のとおりであります。

	前事業年度 (2022年9月30日)	当事業年度 (2023年9月30日)
その他(投資不動産)	24,165千円	23,809千円

担保付債務は、次のとおりであります。

	前事業年度 (2022年9月30日)	当事業年度 (2023年9月30日)
1年内返済予定の長期借入金	864千円	864千円
長期借入金	8,104 "	7,240 "
計	8,968千円	8,104千円

- 4 保証債務

家賃保証等に係る債務保証額は、次のとおりであります。

	前事業年度 (2022年9月30日)	当事業年度 (2023年9月30日)
債務保証額(月額)	7,800,147千円	9,711,204千円

- 5 当社は、運転資金の効率的な調達を行うため、取引銀行5行と当座貸越契約を締結しております。

事業年度末における当座貸越契約に係る借入未実行残高等は次のとおりであります。

	前事業年度 (2022年9月30日)	当事業年度 (2023年9月30日)
当座貸越限度額の総額	800,000千円	800,000千円
借入実行残高	374,100 "	479,500 "
差引額	425,900千円	320,500千円

(損益計算書関係)

1 顧客との契約から生じる収益

売上高については、顧客との契約から生じる収益及びそれ以外の収益を区分して記載しておりません。顧客との契約から生じる収益の金額は、財務諸表「注記事項（セグメント情報等）3．報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額に関する情報及び収益の分解情報」に記載しております。

2 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額並びにおおよその割合は、次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2021年10月1日 至 2022年9月30日)	当事業年度 (自 2022年10月1日 至 2023年9月30日)
給料及び手当	323,502千円	365,716千円
賞与引当金繰入額	2,150 "	33,433 "
役員退職慰労引当金繰入額	12,063 "	9,149 "
役員賞与引当金繰入額	- "	2,400 "
退職給付費用	8,241 "	9,752 "
減価償却費	32,463 "	35,558 "
おおよその割合		
販売費	52.1%	50.5%
一般管理費	47.9%	49.5%

3 固定資産売却益の内容は、次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2021年10月1日 至 2022年9月30日)	当事業年度 (自 2022年10月1日 至 2023年9月30日)
車両運搬具	1,544千円	- 千円

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度(自 2021年10月1日 至 2022年9月30日)

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式(株)	200,000	-	-	200,000

2. 自己株式に関する事項

該当事項はありません。

3. 新株予約権等に関する事項

内訳	目的となる株式の種類	目的となる株式の数(株)				当事業年度末残高(千円)
		当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末	
2021年ストック・オプションとしての新株予約権	-	-	-	-	-	-
合計		-	-	-	-	-

4. 配当に関する事項

該当事項はありません。

当事業年度(自 2022年10月1日 至 2023年9月30日)

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式(株)	200,000	1,800,000	-	2,000,000

(変動事由の概要)

株式分割(普通株式1株を10株に分割)による増加 1,800,000株

2. 自己株式に関する事項

該当事項はありません。

3. 新株予約権等に関する事項

内訳	目的となる株式の種類	目的となる株式の数(株)				当事業年度末残高(千円)
		当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末	
2021年ストック・オプションとしての新株予約権	-	-	-	-	-	-
合計		-	-	-	-	-

4. 配当に関する事項

該当事項はありません。

(キャッシュ・フロー計算書関係)

- 1 現金及び現金同等物の期末残高と貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係は、次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2021年10月1日 至 2022年9月30日)	当事業年度 (自 2022年10月1日 至 2023年9月30日)
現金及び預金	1,620,574千円	1,729,700千円
現金及び現金同等物	1,620,574千円	1,729,700千円

- 2 ファイナンス・リース取引に係る資産及び債務の額は、次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2021年10月1日 至 2022年9月30日)	当事業年度 (自 2022年10月1日 至 2023年9月30日)
ファイナンス・リース取引に係る 資産及び債務の額	21,931千円	- 千円

(リース取引関係)

1. オペレーティング・リース取引

(借主側)

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

	前事業年度 (2022年9月30日)	当事業年度 (2023年9月30日)
1年内	48,271千円	47,976千円
1年超	47,832 "	51,923 "
合計	96,104千円	99,900千円

2. ファイナンス・リース取引

(借主側)

所有権移転外ファイナンス・リース取引

リース資産の内容

有形固定資産 主として、本社で使用する車両であります。

リース資産の減価償却の方法

重要な会計方針「2. 固定資産の減価償却の方法」に記載のとおりであります。

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、市場環境や販売状況を勘案して必要な資金を調達（主に銀行借入）しております。また、デリバティブ取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク及びリスク管理体制

売掛金及び未収入金は、主に家賃収納代行業務の当社立替分、フィットネスサービス売上の未収入分及び家賃保証業務委託手数料の未収入分が含まれております。家賃収納代行業務の当社立替分及びフィットネスサービス売上の未収入分に関しては、収納機関からの収納通知が届くまでの間当社が立て替えている債権であり、リスクは僅少であります。業務委託手数料の未収入分は、顧客の信用リスクに晒されておりますが、当該リスクに関しては、債権管理規程に従って、回収状況について適時に報告を行い、貸倒懸念がある場合は速やかに対処するものとしております。

求償債権は、借借人の信用リスクに晒されております。当該リスクに対して、保証契約締結時の審査において、信用リスクを調査し、契約可否の判断を行います。また、求償債権の行使は借借人から速やかに債権を回収できるよう、社内体制を整備しております。

投資有価証券は、非上場株式であり、発行会社の信用リスクに晒されております。

営業債務である未払金は1年以内の支払期日であります。

借入金は、主に運転資金の確保を目的としたものであります。資金調達にかかる流動性リスクは各部署からの報告に基づき資金計画を立案し、毎月取締役会に報告され適切に管理されております。

## 2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

前事業年度(2022年9月30日)

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
長期借入金 (1年以内返済予定を含む)	10,618	10,612	5
リース債務 (1年以内返済予定を含む)	19,007	18,319	688
負債計	29,625	28,932	693

(\*1) 現金は注記を省略しており、預金、売掛金、未収入金、求償債権、短期借入金、未払金、未払法人税等、預り金は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

(\*2) 市場価格のない株式等の貸借対照表計上額は次のとおりであります。

(単位：千円)

区分	2022年9月30日
非上場株式	20,000

当事業年度(2023年9月30日)

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
長期借入金 (1年以内返済予定を含む)	8,104	8,104	-
リース債務 (1年以内返済予定を含む)	14,621	14,146	474
負債計	22,725	22,250	474

(\*1) 現金は注記を省略しており、預金、売掛金、未収入金、求償債権、短期借入金、未払金、未払法人税等、預り金は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

(\*2) 市場価格のない株式等の貸借対照表計上額は次のとおりであります。

(単位：千円)

区分	2023年9月30日
非上場株式	20,000

## (注1) 金銭債権の決算日後の償還予定額

前事業年度(2022年9月30日)

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	1,620,574	-	-	-
売掛金	19,041	-	-	-
未収入金	440,183	-	-	-
合計	2,079,799	-	-	-

求償債権は、回収日が確定していないため、上記に記載しておりません。

当事業年度(2023年9月30日)

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	1,729,700	-	-	-
売掛金	18,660	-	-	-
未収入金	563,073	-	-	-
合計	2,311,433	-	-	-

求償債権は、回収日が確定していないため、上記に記載しておりません。

## (注2) 短期借入金、長期借入金及びリース債務の決算日後の返済予定額

前事業年度(2022年9月30日)

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)
短期借入金	374,100	-	-	-	-	-
長期借入金	2,514	864	864	864	864	4,648
リース債務	4,386	4,386	4,386	4,386	1,462	-
合計	381,000	5,250	5,250	5,250	2,326	4,648

当事業年度(2023年9月30日)

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)
短期借入金	479,500	-	-	-	-	-
長期借入金	864	864	864	864	864	3,784
リース債務	4,386	4,386	4,386	1,462	-	-
合計	484,750	5,250	5,250	2,326	864	3,784

## 3. 金融商品の時価レベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価で貸借対照表に計上している金融商品

該当事項はありません。

(2) 時価で貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

前事業年度(2022年9月30日)

区分	時価(千円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
長期借入金	-	10,612	-	10,612
リース債務	-	18,319	-	18,319
負債計	-	28,932	-	28,932

当事業年度(2023年9月30日)

区分	時価(千円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
長期借入金	-	8,104	-	8,104
リース債務	-	14,146	-	14,146
負債計	-	22,250	-	22,250

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

長期借入金及びリース債務

長期借入金及びリース債務については、元利金の合計額を同様の新規借入・契約を行った場合に想定される利率で割り引いて算定しております。レベル2の時価に分類しております。

(退職給付関係)

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の制度として退職金規程に基づく退職一時金制度を設けており、給付額の一部を特定退職金共済制度からの給付金で充当しています。なお、当社が有する退職一時金制度は、簡便法により退職給付引当金及び退職給付費用を計算しております。

2. 簡便法を適用した確定給付制度

(1) 簡便法を適用した制度の、退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表

	前事業年度 (自 2021年10月1日 至 2022年9月30日)	当事業年度 (自 2022年10月1日 至 2023年9月30日)
退職給付引当金の期首残高	20,646千円	23,662千円
退職給付費用	8,241 "	9,752 "
退職給付の支払額	2,000 "	2,759 "
制度への拠出額	3,225 "	3,490 "
退職給付引当金の期末残高	23,662 "	27,165 "

(2) 退職給付債務の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金及び前払年金費用の調整表

	前事業年度 (2022年9月30日)	当事業年度 (2023年9月30日)
積立型制度の退職給付債務	34,101千円	39,276千円
特定退職金共済制度による支給見込額	10,439 "	12,111 "
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	23,662 "	27,165 "
退職給付引当金	23,662 "	27,165 "
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	23,662 "	27,165 "



(3) 退職給付費用

簡便法で計算した退職給付費用 前事業年度 8,241千円 当事業年度 9,752千円

(ストック・オプション等関係)

1. スtock・オプションにかかる費用計上額及び科目名

該当事項はありません。

2. スtock・オプションの内容、規模及びその変動状況

当事業年度(2023年9月期)において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

なお、2023年5月1日に1株を10株とする株式分割を行っておりますが、以下は、当該株式分割を反映した数値を記載しております。

(1) ストック・オプションの内容

決議年月日	2021年3月26日
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 4名
株式の種類別のストック・オプションの数(株)	普通株式 162,250
付与日	2021年3月28日
権利確定条件	<p>新株予約権の割当を受けた者(以下、「新株予約権者」という。)は、権利行使時においても、当社または当社子会社の取締役、監査役、執行役員、従業員の地位またはこれに準じた地位を有していなければならない。ただし、新株予約権者が任期満了により退任または定年退職した場合、あるいは取締役会が正当な理由があると認めた場合は、この限りでない。</p> <p>新株予約権の行使は、当社普通株式に係る株式がいずれかの金融商品取引所に上場することを条件とする。</p> <p>新株予約権者が死亡した場合、その相続人による新株予約権の権利行使は認めないものとする。</p>
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはありません。
権利行使期間	2023年3月27日～2031年3月26日

(2) ストック・オプションの規模及びその変動状況

ストック・オプションの数

決議年月日	2021年3月26日
権利確定前(株)	
前事業年度末	162,250
付与	-
失効	43,250
権利確定	-
未確定残	119,000
権利確定後(株)	
前事業年度末	-
権利確定	-
権利行使	-
失効	-
未行使残	-

単価情報

決議年月日	2021年3月26日
権利行使価格(円)	650
行使時平均株価(円)	-
付与日における公正な評価単価(円)	-

3. ストック・オプションの公正な評価単価の見積方法

当ストック・オプションの付与時点において当社は未公開企業であるため、ストック・オプションの公正な評価単価は、単位当たり本源的価値を見積もる方法により算定しております。

なお、単位当たりの本源的価値を算定する基礎となる当社株式の評価方法は、DCF法（ディスカунテッド・キャッシュフロー法）と類似会社比準方式の併用方式を採用しております。

4. ストック・オプションの権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

5. ストック・オプションの単位当たりの本源的価値により算定を行う場合の当事業年度末における本源的価値の合計額及び当事業年度において権利行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額

当事業年度末における本源的価値の合計額	- 千円
当事業年度において権利行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額	- 千円

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産の発生主な原因別の内訳

	前事業年度 (2022年9月30日)	当事業年度 (2023年9月30日)
繰延税金資産		
貸倒引当金	53,516千円	83,416千円
保証履行引当金	61,102 "	92,929 "
賞与引当金	9,917 "	20,100 "
未払事業税	13,182 "	5,378 "
退職給付引当金	7,207 "	8,274 "
役員退職慰労引当金	10,861 "	13,648 "
その他	15,582 "	12,928 "
繰延税金資産小計	171,370千円	236,675千円
評価性引当額	14,693 "	17,958 "
繰延税金資産合計	156,676千円	218,717千円

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	前事業年度 (2022年9月30日)	当事業年度 (2023年9月30日)
法定実効税率	34.26%	
(調整)		
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.40%	
住民税均等割	0.44%	
評価性引当額の増減	1.04%	
法人税額の特別控除額	0.85%	
その他	1.87%	
税効果会計適用後の法人税等の負担率	37.16%	

(注) 当事業年度は、法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の100分の5以下であるため注記を省略しております。

(資産除去債務関係)

重要性が乏しいため、記載を省略しております。

(賃貸等不動産関係)

重要性が乏しいため、記載を省略しております。

(収益認識関係)

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

顧客との契約から生じる収益を分解した情報は、「注記事項(セグメント情報等)」に記載のとおりです。

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

収益を理解するための基礎となる情報は、「注記事項(重要な会計方針)4.収益及び費用の計上基準」に記載のとおりです。

3. 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当事業年度末において存在する顧客との契約から翌事業年度以降に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

(1) 契約負債の残高等

(単位：千円)

	前事業年度	当事業年度
顧客との契約から生じた債権(期首残高)	18,485	19,041
顧客との契約から生じた債権(期末残高)	19,041	18,660
契約負債(期首残高)	2,424	1,588
契約負債(期末残高)	1,588	1,294

契約負債は、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取る見込まれる金額で収益を認識しており、セグメントのその他のフィットネスサービスにおける入会金収入の前受金に関するものです。契約負債は収益の認識に伴い取り崩されます。

前事業年度に認識された収益の額のうち期首現在の契約負債残高に含まれていた額は2,365千円であります。

当事業年度に認識された収益の額のうち期首現在の契約負債残高に含まれていた額は1,570千円であります。

(2) 残存履行義務に配分した取引価格

残存履行義務に配分した取引価格の総額及び収益の認識が見込まれる期間は、以下のとおりであります。

(単位：千円)

	前事業年度	当事業年度
1年以内	1,570	1,255
1年超2年以内	18	39
合計	1,588	1,294

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

1. 報告セグメントの概要

(1) 報告セグメントの決定方法

当社の報告セグメントは、当社の構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、取締役会が、経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものであります。

当社は「保証事業」を報告セグメントとしております。

(2) 各報告セグメントに属する製品及びサービスの種類

「保証事業」は、不動産賃貸契約における家賃等の保証業務、介護費債務保証及び入院費債務保証を行っております。

2. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額の算定方法

報告されている事業セグメントの会計処理の方法は、「注記事項(重要な会計方針)」における記載と同一であります。

報告セグメントの利益は、営業利益ベースの数値であります。

3. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額に関する情報及び収益の分解情報

前事業年度(自 2021年10月1日 至 2022年9月30日)

(単位：千円)

	報告セグメント	その他	合計
	保証事業		
売上高			
顧客との契約から生じる収益	230,043	196,062	426,106
その他の収益	2,178,682	-	2,178,682
外部顧客への売上高	2,408,726	196,062	2,604,788
セグメント間の内部売上高又は振替高	-	-	-
計	2,408,726	196,062	2,604,788
セグメント利益	615,221	28,344	643,565
セグメント資産	951,375	44,320	995,695
その他の項目			
減価償却費	29,174	3,611	32,785
有形固定資産及び無形固定資産の増加額	18,566	3,409	21,975

(注) 1. 報告セグメントごとの負債については、最高意思決定機関が経営の意思決定上、当該情報を各セグメントに配分していないことから開示しておりません。

2. 「その他」の区分は、報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、ランドリーサービス及びフィットネスサービスを含んでおります。

当事業年度(自 2022年10月1日 至 2023年9月30日)

(単位：千円)

	報告セグメント	その他	合計
	保証事業		
売上高			
顧客との契約から生じる収益	231,330	202,243	433,573
その他の収益	2,442,937	-	2,442,937
外部顧客への売上高	2,674,267	202,243	2,876,511
セグメント間の内部売上高又は振替高	-	-	-
計	2,674,267	202,243	2,876,511
セグメント利益	538,034	28,837	566,872
セグメント資産	1,278,314	43,720	1,322,035
その他の項目			
減価償却費	31,189	4,031	35,221
有形固定資産及び無形固定資産の増加額	25,944	4,284	30,228

- (注) 1. 報告セグメントごとの負債については、最高意思決定機関が経営の意思決定上、当該情報を各セグメントに配分していないことから開示しておりません。
2. 「その他」の区分は、報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、ランドリーサービス及びフィットネスサービスを含んでおります。

## 4. 報告セグメント合計額と財務諸表計上額との差額及び当該差額の主な内容(差異調整に関する事項)

(単位:千円)

利益	前事業年度	当事業年度
報告セグメント計	615,221	538,034
「その他」の区分の利益	28,344	28,837
全社費用(注)	247,232	275,204
財務諸表の営業利益	396,333	291,668

(注) 全社費用は、主に報告セグメントに帰属しない一般管理費であります。

(単位:千円)

資産	前事業年度	当事業年度
報告セグメント計	951,375	1,278,314
「その他」の区分の資産	44,320	43,720
全社資産(注)	1,915,512	2,085,605
財務諸表の資産合計	2,911,208	3,407,640

(注) 全社資産は、主に報告セグメントに帰属しない現金及び預金、管理部門に係る資産等であります。

(単位:千円)

その他の項目	報告セグメント計		その他		調整額		財務諸表計上額	
	前事業年度	当事業年度	前事業年度	当事業年度	前事業年度	当事業年度	前事業年度	当事業年度
減価償却費	29,174	31,189	3,611	4,031	3,289	4,369	36,074	39,590
有形固定資産及び 無形固定資産の増加額	18,566	25,944	3,409	4,284	19,938	9,432	41,913	39,660

(注) 有形固定資産及び無形固定資産の増加額の調整額は、管理部門に係る設備投資額であります。

## 【関連情報】

前事業年度(自 2021年10月1日 至 2022年9月30日)

## 1. 製品及びサービスごとの情報

(単位:千円)

	保証サービス	その他	合計
外部顧客への売上高	2,321,376	283,411	2,604,788

## 2. 地域ごとの情報

## (1) 売上高

本邦以外の外部顧客への売上高がないため、該当事項はありません。

## (2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

## 3. 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、損益計算書の売上高の10%以上を占める相手先がないため、該当事項はありません。

当事業年度(自 2022年10月1日 至 2023年9月30日)

1. 製品及びサービスごとの情報

(単位：千円)

	保証サービス	その他	合計
外部顧客への売上高	2,636,776	239,734	2,876,511

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦以外の外部顧客への売上高がないため、該当事項はありません。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3. 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、損益計算書の売上高の10%以上を占める相手先がないため、該当事項はありません。

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

該当事項はありません。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

該当事項はありません。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

該当事項はありません。



【関連当事者情報】

1. 関連当事者との取引

財務諸表提出会社と関連当事者との取引

財務諸表提出会社の役員及び主要株主(個人の場合に限る。)等

前事業年度(自 2021年10月1日 至 2022年9月30日)

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金 又は 出資金 (千円)	事業の内容 又は職業	議決権等 の所有 (被所有) 割合(%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
主要株主 (個人)が 議決権の 過半数を 所有して いる会社	株式会社 三好不動産 (注2)	福岡市 中央区	50,000	不動産業	-	債務保証 業務受託	業務委託 手数料 (注1)	28,129	売掛金	453
							事務手数料 (注1)	38,931		

(注) 1. 取引条件及び取引条件の決定方針等

独立第三者間取引と同様の一般的な取引条件で行っております。

2. 当社の主要株主三好修が、議決権の52.20%を間接所有しております。

当事業年度(自 2022年10月1日 至 2023年9月30日)

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金 又は 出資金 (千円)	事業の内容 又は職業	議決権等 の所有 (被所有) 割合(%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
主要株主 (個人)が 議決権の 過半数を 所有して いる会社	株式会社 三好不動産 (注2)	福岡市 中央区	50,000	不動産業	-	債務保証 業務受託	業務委託 手数料 (注1)	27,336	売掛金	4,273
							事務手数料 (注1)	37,723		

(注) 1. 取引条件及び取引条件の決定方針等

市場実勢価格を勘案し、一般的な取引条件で行っております。

2. 当社の主要株主三好修が、議決権の52.20%を間接所有しております。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

該当事項はありません。

## (1株当たり情報)

	前事業年度 (自 2021年10月1日 至 2022年9月30日)	当事業年度 (自 2022年10月1日 至 2023年9月30日)
1株当たり純資産額	452円80銭	551円24銭
1株当たり当期純利益金額	127円69銭	98円44銭

(注) 1. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、新株予約権の残高がありますが、当社株式は非上場であるため期中平均株価が把握できませんので、記載しておりません。

2. 当社は、2023年5月1日付で普通株式1株につき10株の割合で株式分割を行っております。前事業年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益金額を算定しております。

3. 1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前事業年度 (自 2021年10月1日 至 2022年9月30日)	当事業年度 (自 2022年10月1日 至 2023年9月30日)
1株当たり当期純利益金額		
当期純利益(千円)	255,390	196,885
普通株主に帰属しない金額(千円)	-	-
普通株式に係る当期純利益(千円)	255,390	196,885
普通株式の期中平均株式数(株)	2,000,000	2,000,000
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額の算定に含まれなかった潜在株式の概要		-

## (重要な後発事象)

## 1. 公募による新株の発行

当社は、株式会社東京証券取引所より上場承認を受け、2023年10月3日に東京証券取引所スタンダード市場に株式を上場いたしました。この株式上場にあたり、2023年8月29日及び2023年9月12日開催の取締役会において、下記のとおり募集株式の発行について決議し、2023年10月2日に払込が完了いたしました。

(1)募集方法	一般募集(ブックビルディング方式による募集)
(2)募集株式の種類及び数	当社普通株式 650,000株
(3)発行価格	1株につき 810円
(4)引受価格	1株につき 749.25円
(5)資本組入額	1株につき 374.625円
(6)引受価格の総額	487,012,500円
(7)資本組入額の総額	243,506,250円
(8)払込期日	2023年10月2日
(9)資金の使途	家賃債務保証等の管理を行っている保証システム(業務系基幹システム)及び取扱店向け顧客契約情報管理システムの開発を中心とした設備投資資金、並びに不動産管理会社及び賃貸人への賃料等の代位弁済による立替金や人材採用・教育を中心とした運転資金に充当する予定であります。

## 2. 第三者割当による新株の発行

当社は、2023年8月29日開催の取締役会において、野村證券株式会社が行う第三者割当の方法によるオーバーアロットメントによる当社株式売出しに関連して、下記のとおり同社を割当先とする第三者割当増資による新株の発行を決議し、2023年10月31日に払込が完了いたしました。

(1)募集方法	第三者割当(オーバーアロットメントによる売出し)
(2)募集株式の種類及び数	当社普通株式 144,300株
(3)割当価格	1株につき 749.25円
(4)資本組入額	1株につき 374.625円
(5)割当価格の総額	108,116,775円
(6)資本組入額の総額	54,058,388円
(7)払込期日	2023年10月31日
(8)資金の使途	家賃債務保証等の管理を行っている保証システム(業務系基幹システム)及び取扱店向け顧客契約情報管理システムの開発を中心とした設備投資資金、並びに不動産管理会社及び賃貸人への賃料等の代位弁済による立替金や人材採用・教育を中心とした運転資金に充当する予定であります。

【附属明細表】

【有形固定資産等明細表】

資産の種類	当期首残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (千円)	当期末残高 (千円)	当期末減価 償却累計額 又は償却累 計額(千円)	当期償却額 (千円)	差引当期末 残高(千円)
有形固定資産							
建物	57,504	5,276	-	62,780	45,948	2,454	16,832
リース資産	19,938	-	-	19,938	6,878	3,987	13,059
その他	39,948	4,547	-	44,495	39,579	2,359	4,916
有形固定資産計	117,390	9,823	-	127,214	92,406	8,801	34,807
無形固定資産							
ソフトウェア	183,772	20,405	-	204,177	151,727	30,432	52,449
その他	-	9,432	-	9,432	-	-	9,432
無形固定資産計	183,772	29,837	-	213,610	151,727	30,432	61,882

【社債明細表】

該当事項はありません。

【借入金等明細表】

区分	当期首残高 (千円)	当期末残高 (千円)	平均利率 (%)	返済期限
短期借入金	374,100	479,500	0.37	-
1年以内に返済予定の長期借入金	2,514	864	0.97	-
1年以内に返済予定のリース債務	4,386	4,386	-	-
長期借入金(1年以内に返済予定のものを除く。)	8,104	7,240	0.97	2024年10月31日～ 2033年1月31日
リース債務(1年以内に返済予定のものを除く。)	14,621	10,234	-	2024年10月27日～ 2027年1月27日
その他有利子負債	-	-	-	-
合計	403,725	502,225	-	-

(注) 1. 「平均利率」については、借入金等の期末残高に対する加重平均利率を記載しております。

なお、リース債務については、リース料総額に含まれる利息相当額を控除する前の金額でリース債務を貸借対照表に計上しているため、「平均利率」を記載しておりません。

2. 長期借入金及びリース債務(1年以内に返済予定のものを除く。)の貸借対照表日後5年内における1年ごとの返済予定額の総額

区分	1年超2年以内 (千円)	2年超3年以内 (千円)	3年超4年以内 (千円)	4年超5年以内 (千円)
長期借入金	864	864	864	864
リース債務	4,386	4,386	1,462	-

【引当金明細表】

区分	当期首残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (目的使用) (千円)	当期減少額 (その他) (千円)	当期末残高 (千円)
貸倒引当金	262,636	360,572	72,863	189,773	360,572
賞与引当金	32,558	65,991	31,289	1,268	65,991
役員賞与引当金	-	2,400	-	-	2,400
保証履行引当金	200,602	305,091	-	200,602	305,091
役員退職慰労引当金	35,658	12,249	-	3,100	44,807

- (注) 1. 貸倒引当金の「当期減少額(その他)」欄の金額は、洗替による戻入額であります。  
 2. 賞与引当金の「当期減少額(その他)」欄の金額は、見積額と実際額の差額であります。  
 3. 保証履行引当金の「当期減少額(その他)」欄の金額は、洗替による戻入額であります。  
 4. 役員退職慰労引当金の「当期減少額(その他)」欄の金額は、退任役員の退職慰労金支給辞退による戻入額であります。

【資産除去債務明細表】

当事業年度期首及び当事業年度末における資産除去債務の金額が当事業年度期首及び当事業年度末における負債及び純資産の合計額の100分の1以下であるため、記載を省略しております。

## (2) 【主な資産及び負債の内容】

## 現金及び預金

区分	金額(千円)
現金	176
預金	
普通預金	1,729,523
計	1,729,523
合計	1,729,700

## 売掛金

## 相手先別内訳

相手先	金額(千円)
(株)カーブスジャパン	12,355
(株)三好不動産	4,273
WASHハウス(株)	1,715
駅前管理システム(株)	283
その他	31
合計	18,660

## 売掛金の発生及び回収並びに滞留状況

当期首残高 (千円)	当期発生高 (千円)	当期回収高 (千円)	当期末残高 (千円)	回収率(%)	滞留期間(日)
(A)	(B)	(C)	(D)	$\frac{(C)}{(A)+(B)} \times 100$	$\frac{(A)+(D)}{2}$ $\frac{(B)}{365}$
19,041	263,707	264,089	18,660	93.4	26.0

## 未収入金

## 相手先別内訳

相手先	金額(千円)
S M B C ファイナンスサービス(株)	559,849
(株)ジャックス	3,175
その他	48
合計	563,073

## 求償債権

収納代行により生ずる立替金586,204千円、及び債務保証の履行により生ずる求償債権366,787千円であります。

繰延税金資産

繰延税金資産は、218,717千円であり、その内容については、「1 財務諸表等 (1)財務諸表 注記事項(税効果会計関係)」に記載しております。

前受収益

保証料として一括して受け入れた未経過保証料のうち、契約期間に基づき1年以内に売上高に計上される見込みのもの1,088,405千円であります。

(3) 【その他】

当事業年度における四半期情報等

(累計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	当事業年度
売上高 (千円)	-	-	2,125,789	2,876,511
税引前 四半期(当期)純利益 (千円)	-	-	315,741	292,172
四半期(当期)純利益 (千円)	-	-	197,659	196,885
1株当たり 四半期(当期)純利益 (円)	-	-	98.82	98.44

(会計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期
1株当たり 四半期純利益又は 1株当たり 四半期純損失( ) (円)	-	-	28.24	0.38

- (注) 1. 当社は、2023年10月3日付で東京証券取引所スタンダード市場に上場いたしましたので、第1四半期、第2四半期及び第3四半期の四半期報告書は提出しておりませんが、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第3四半期会計期間及び第3四半期累計期間の四半期財務諸表について、有限責任監査法人トーマツにより四半期レビューを受けております。
2. 当社は、2023年5月1日付けで普通株式1株につき普通株式10株の割合で株式分割を行っております。当事業年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して1株当たり四半期(当期)純利益又は1株当たり四半期純損失を算定しております。

## 第6 【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	毎年10月1日から翌年9月30日まで
定時株主総会	毎事業年度末日の翌日から3か月以内
基準日	毎事業年度末日
剰余金の配当の基準日	毎年9月30日、毎年3月31日
1単元の株式数	100株
株式の名義書換え(注1)	
取扱場所	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社証券代行部
株主名簿管理人	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社
取次所	三菱UFJ信託銀行株式会社 全国各支店
名義書換手数料	無料
新券交付手数料	-
単元未満株式の買取り	
取扱場所	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社証券代行部
株主名簿管理人	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社
取次所	三菱UFJ信託銀行株式会社 全国各支店 (注)1
買取手数料	無料
公告掲載方法	当社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。当社の公告掲載URLは次のとおりであります。 <a href="https://www.nipponinsure.jp/">https://www.nipponinsure.jp/</a>
株主に対する特典	該当事項はありません。

- (注) 1. 当社株式は、2023年10月3日付で東京証券取引所スタンダード市場へ上場したことに伴い、社債、株式等の振替に関する法律第128条第1項に規定する振替株式となったことから、該当事項はなくなっております。
2. 当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない旨、定款に定めております。
- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
  - (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
  - (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利



## 第7 【提出会社の参考情報】

### 1 【提出会社の親会社等の情報】

当社には、金融商品取引法第24条の7第1項に規定する親会社等はありません。

### 2 【その他の参考情報】

当事業年度の開始日から有価証券報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

#### (1) 有価証券届出書及びその添付書類

有償一般募集増資(ブックビルディング方式による募集)及び株式売出し(ブックビルディング方式による売出し)  
2023年8月29日 福岡財務支局長に提出。

#### (2) 有価証券届出書の訂正届出書

上記(1)に係る訂正届出書を2023年9月13日及び2023年9月22日 福岡財務支局長に提出。

#### (3) 臨時報告書

金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第4号の規定に基づく臨時報告書を2023年10月3日 福岡財務支局長に提出。

## 第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

## 独立監査人の監査報告書

2023年12月22日

ニッポンインシュア株式会社  
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ  
福岡事務所

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 荒牧 秀樹

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 宮 崎 健

### 監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているニッポンインシュア株式会社の2022年10月1日から2023年9月30日までの第23期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、キャッシュ・フロー計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ニッポンインシュア株式会社の2023年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 監査上の主要な検討事項

監査上の主要な検討事項とは、当事業年度の財務諸表の監査において、監査人が職業的専門家として特に重要であると判断した事項である。監査上の主要な検討事項は、財務諸表全体に対する監査の実施過程及び監査意見の形成において対応した事項であり、当監査法人は、当該事項に対して個別に意見を表明するものではない。

貸倒引当金の評価	
監査上の主要な検討事項の内容及び決定理由	監査上の対応
<p>会社の当事業年度末の貸借対照表において、求償債権残高は952,992千円計上されており、総資産に占める割合は28.0%となっている。また、求償債権の貸倒に備えるための貸倒引当金残高は360,572千円計上されている。</p> <p>会社が提供する保証サービスは、保証委託者の債務不履行が発生した場合に会社が代位弁済を行うものである。代位弁済により生じた求償債権については保証委託者から回収することとなるが、回収できなかった部分は損失となる。</p> <p>財務諸表注記「重要な会計方針 3.引当金の計上基準 (1)貸倒引当金」及び「重要な会計上の見積り」に記載のとおり、会社は、求償債権のうち、一定の滞納月数を超えておらず、回収不能となる兆候が個別にみられないものについては、一般債権等として将来の予想損失額を見込んで貸倒引当金を計上している。予想損失額は過去の一定期間の貸倒実績を基礎とした貸倒実績率の平均値に基づき算定している。また、一定の滞納月数を超えるものについては、貸倒懸念債権等として、個別に求償債権残高から回収可能見込額を控除した回収不能見込額に基づき貸倒引当金を計上している。</p> <p>貸倒引当数の見積りにあたっては一般債権等、貸倒懸念債権等のいずれの債権についても滞納月数などの情報をもとに過去の一定期間の貸倒実績を用いている。これは将来における貸倒による損失が過去の貸倒実績に近似するという仮定に基づくものであり、当該見積りは不確実性が高く経営者による判断を要することから監査上の主要な検討事項に該当するものと判断した。</p>	<p>当監査法人は、求償債権に対する貸倒引当金の計上にあたって会社が使用した仮定が適切であるかどうかを評価するため、以下の監査手続を実施した。</p> <p>(会社の内部統制の評価)</p> <p>以下の内部統制の整備・運用状況を評価した。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・滞納月数を基礎とした債権分類に基づき、回収不能見込額が漏れなく正確に算定されることを担保するための統制</li> <li>・一般債権等における滞納月数ごとの貸倒実績率及び貸倒懸念債権等における回収不能見込額について仮定が適切であることを担保するための統制</li> </ul> <p>(回収不能見込額の見積りの仮定を検討するための手続)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・経営者への質問、関連資料の閲覧及び分析等による当該仮定に影響を及ぼす事項の有無の検討</li> <li>・過去に算定した回収不能見込額の見積りについて、当事業年度までにおける確定額との比較分析</li> <li>・比較分析の結果、当事業年度における回収不能見込額の見積りへの反映を必要とするかどうかの検討</li> </ul> <p>(回収不能見込額の算定基礎及びその見直しの正確性・網羅性を検討するための手続)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・回収不能見込額の算定が正確になされているかどうかについて、監査人による再計算の実施</li> <li>・回収不能見込額の算定に用いられた計算資料に含まれている保証委託者別の求償債権や滞納月数などの情報が漏れなく正確に会社の基幹システムからレポートとして出力されていることを確かめるために、以下の手続を実施した。</li> </ul> <p>基幹システムにインプットされている基礎データが正確に漏れなく入力されているかどうかについて、保証委託契約書などの根拠証憑との照合及び財務諸表計上額との一致の検討</p> <p>基幹システムからアウトプットされるレポートのロジック及びパラメータが適切なものとなっているかどうかについて、ITを利用した情報システムの運用・管理等に関する統制活動を評価するとともに、出力画面の閲覧により適切に出力されていることの検討</p>

保証履行引当金の評価	
監査上の主要な検討事項の内容及び決定理由	監査上の対応
<p>会社の当事業年度末の貸借対照表において、保証履行引当金残高は305,091千円計上されている。</p> <p>会社が提供する保証サービスは、保証委託者の債務不履行が発生した場合に会社が代位弁済を行うものである。保証契約に定める保証限度額の範囲において翌事業年度以降に求償債権が発生し、その一部が回収不能となることによる損失が見込まれる。</p> <p>財務諸表注記「重要な会計方針 3.引当金の計上基準 (4)保証履行引当金」及び「重要な会計上の見積り」に記載のとおり、会社は、保証履行により発生する損失に備えるため、当事業年度末における将来の損失発生見込額を計上している。</p> <p>会社は、保証契約に定める保証限度額の範囲において翌事業年度以降の保証履行による将来の予想損失額を計上しているが、その見積りは、保証委託者の状況、過去の回収実績並びに保証終了時の立替累積月数の実績及び弁護士費用や強制執行に要する追加費用の発生実績に基づいている。また、保証委託者の状況や経済環境の変化等の追加情報を評価した結果、当該予想損失額は変動する可能性がある。</p> <p>このように会社は利用可能な情報に基づいて将来の損失発生見込額の見積りを行っているが、当該見積りにおける仮定は不確実性を伴い経営者による判断を必要とすることから、当監査法人は当該事項を監査上の主要な検討事項に該当するものと判断した。</p>	<p>当監査法人は、保証履行引当金の計上にあたって会社で使用した仮定が適切であるかどうかを評価するため、以下の監査手続を実施した。</p> <p>(会社の内部統制の評価)</p> <p>以下の内部統制の整備・運用状況を評価した。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・滞納月数を基礎とした分類に基づき、予想損失額が漏れなく正確に算定されることを担保するための統制</li> <li>・予想損失額の見積りの仮定が適切であることを担保するための統制</li> </ul> <p>(予想損失額の見積りの仮定を検討するための手続)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・経営者への質問、関連資料の閲覧及び分析等による当該仮定に影響を及ぼす事項の有無の検討</li> <li>・過去に算定した予想損失額の見積りについて、当事業年度までにおける確定額との比較分析</li> <li>・比較分析の結果、当事業年度における予想損失額の見積りの仮定への反映を必要とするかどうかの検討</li> </ul> <p>(予想損失額の算定基礎及びその見直しの網羅性・正確性を検討するための手続)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・予想損失額の算定が正確になされているかどうかについて、監査人による再計算の実施</li> <li>・予想損失額の算定に用いられた計算資料に含まれている保証委託者別の求償債権や滞納月数などの情報が漏れなく正確に会社の基幹システムからレポートとして出力されていることを確かめるために以下の手続を実施した。</li> </ul> <p>基幹システムにインプットされている基礎データについて正確に漏れなく入力されているかどうかについて、保証委託契約書などの根拠証憑との照合及び財務諸表計上額との一致の検討</p> <p>基幹システムからアウトプットされるレポートのロジック及びパラメータが適切なものとなっているかどうかについて、ITを利用した情報システムの運用・管理に関する統制活動を評価するとともに、出力画面の閲覧により出力ロジックの検討を実施し適切に出力されていることの検討</p>

## その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

## 財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

## 財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会と協議した事項のうち、当事業年度の財務諸表の監査で特に重要であると判断した事項を監査上の主要な検討事項と決定し、監査報告書において記載する。ただし、法令等により当該事項の公表が禁止されている場合や、極めて限定的ではあるが、監査報告書において報告することにより生じる不利益が公共の利益を上回ると合理的に見込まれるため、監査人が報告すべきでないとは判断した場合は、当該事項を記載しない。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上